

**鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業
入札説明書等に関する質問・意見（第1回）に対する回答**

平成23年5月20日

鶴ヶ島市

この回答は、平成23年4月5日(月)から4月22日(金)までの間で受け付けた入札説明等に関する質問に対する回答を公表するものです。

質問372件、意見27件、合計で399件のご質問・ご意見を頂きました。沢山のご質問・ご意見ありがとうございました。質問及び意見は、原則として原文のまま掲載しています。ただし、項目及び記載位置については、市で整理しています。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

	No	資料名	頁	第 1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回 答
質問	1	入札公告	2		2		(1)	入札参加者の構成で「その他企業」とございますが、どのような位置づけの企業を想定されていますでしょうか。	SPCから直接業務の委託・請負をする企業で、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、運営企業以外の企業を想定しています。
質問	2	入札公告	6		7			入札に関する事項にて示された内訳書の提出は、提案書の様式7-11,12,13の入札価格等内訳書との理解でよろしいでしょうか。	「契約に関する事項にて示した内訳書提出」と解して回答します。ご理解のとおりです。
質問	3	入札説明書	1	第1				平成22年10月5日付要求水準書(案)に関する質問に対する回答のうち、入札説明書等と相反しない内容については、現在も有効であると考えてよろしいでしょうか。	平成22年10月5日に実施方針と同時に要求水準書(案)を公表しましたが、これは、事業者側の検討期間を十分確保し、また、事業者側からの視点・意見を十分反映させた事業内容や要求水準書とするために行った対応です。質問・意見に対する回答は、市の考え方や意向を伝えたものです。頂いた質問・意見で事業への反映が有益と判断したものは、積極的に取り入れ所要の修正を行っています。なお、市が公表した資料等は、矛盾や齟齬がないように努めておりますが、疑義がある場合は、別途本資料の公表後に予定しています「入札説明書等に関する質問・意見(第2回)」にてご質問ください。
質問	4	入札説明書	4	第2	4	4)	(3)	配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行うとありますが、什器備品等の更新も貴市が行うという理解でよろしいでしょうか。	配膳室の什器備品・消耗品の更新については、SPCの業務範囲です。
質問	5	入札説明書	5	第3				第2回の質問(6/20受付締切)につきまして、受付開始はいつ頃でしょうか。	質問・意見に対する回答(本資料)の公表後から受付を開始します。
質問	6	入札説明書	5	第3				質問意見に対する貴市の回答は、第1回目が5月20日、第2回目が7月15日とされていますが、より早いタイミングでご回答いただくことはできませんでしょうか。入札提案までの限られた期間の中で、より充実した提案の準備ができますよう、貴市にもご協力いただきたく、よろしくお願ひします。	質問・意見に対する回答は、なるべく早く公表できるよう努めます。
質問	7	入札説明書	6	第4	1	1)		厨房設備機器の納品、設置及び維持管理について担当する企業を構成員に含めたいのですが、「その他企業」で宜しいですか。	SPCから直接業務の委託・請負をするのであれば、「その他企業」とすることも可能です。
質問	8	入札説明書	6	第4	1	1)		「SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業」は「構成員」ではなく「構成企業」の定義ではないでしょうか。	入札説明書P6の「構成員」を「構成企業」に修正します。以降、該当する部分についてもあわせて修正します。
質問	9	入札説明書	6	第4	1	1)		「構成員」という用語が1行目と4行目に使用されていますが、前者は「代表企業」「構成員」「協力企業」の総称であって後者とは異なる内容を指しているかのように見受けられます。実施方針では後者を「構成企業」と表示し、「構成員」とは明確に区別されていました。入札説明書においても区別が明確になるよう、別の用語としていただけませんか。また、他に「構成員」と表示されている箇所について、前者と後者のどちらを指すのかどうか、ご教示いただけますでしょうか。	質問NO.8の回答をご参照ください。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 10	入札説明書	6	第4	1	1)		事業収支計画の策定や銀行からの資金調達折衝を行う企業は、SPCに出資するのであれば「構成員：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業」の範疇に入りますでしょうか。	SPCから直接業務の委託・請負をし、かつ、SPCに出資をする企業は、「構成企業」に該当します。
質問 11	入札説明書	6	第4	1	1)		SPCに対し出資は行うが、SPCから直接業務を受託・請負せず、構成員や協力企業の下請けとして業務を担う企業を『その他企業』として分類していただけませんかでしょうか。	SPCから直接業務の委託・請負をしない企業は、SPCに出資はできません。また、SPCから直接委託・請負をしない企業は「構成員」に該当しません。
質問 12	入札説明書	6	第4	1	1)		一入札参加者の協力企業は、他の入札参加者の協力企業になることはできませんでしょうか。	一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできません。
質問 13	入札説明書	6	第4	1	1)		構成員は他の入札参加者の構成員にはなれないとされていますが、協力企業は他の入札参加者の協力企業になれるのでしょうか。	質問NO.12の回答をご参照ください。
質問 14	入札説明書	7	第4	1	1)		「その他企業」とは、SPCから直接業務を受託・請負はしないけれどもSPCへの出資は行う企業を想定されているのでしょうか。あるいは、構成員の下請企業等を想定されているのでしょうか。	質問NO.1の回答をご参照ください。
質問 15	入札説明書	7	第4	1	1)		「その他企業」は、他の入札参加者の「その他企業」になることはできませんでしょうか。	一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできません。
質問 16	入札説明書	7	第4	1	1)		「その他企業」の資格要件をお教えます。	「入札説明書 第4 入札参加者に関する条件 2) 構成員の参加資格要件」のとおりです。
質問 17	入札説明書	7	第4	1	1)		「その他企業」とは、SPCから直接業務の受託・請負をせず、かつSPCに出資しない企業の理解でよろしいでしょうか。その場合、その他企業を入札参加者に含める意味合いがわかりませんが、貴市ではどのようなことを意図されていますでしょうか。	SPCから直接業務の委託・請負をする企業で、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、運営企業以外の企業を想定しています。なお、SPCから直接受託・請負をしない企業は、SPCには出資できません。
質問 18	入札説明書	7	第4	1	1)		「その他企業」は、他の入札参加者の「その他企業」になれるのでしょうか。	質問NO.15の回答をご参照ください。
質問 19	入札説明書	7	第4	1	1)		「その他企業」も構成企業として入札参加できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 20	入札説明書	7	第4	1	1)		構成企業の「その他企業」として参加する場合は、特に入札参加要件は必要ないと理解でよろしいでしょうか。	質問NO.16の回答をご参照ください。
質問 21	入札説明書	7	第4	1	1)		構成企業に「その他企業」として参加して施設整備業務の内、調理設備調達・設置業務を受託する際にも、特に必要な参加資格要件はないとの理解でよろしいでしょうか。	質問NO.16の回答をご参照ください。
質問 22	入札説明書	7	第4	1	1)		構成企業に「その他企業」として参加して維持管理業務の内、調理設備保守管理業務を受託する際にも、特に必要な参加資格要件はないとの理解でよろしいでしょうか。	質問NO.16の回答をご参照ください。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 23	入札説明書	7	第4	1	1)		構成企業に「その他企業」として参加して維持管理業務の内、調理備品保守管理・更新業務や食器・食缶等保守管理・更新業務を受託する際にも、特に必要な参加資格要件は無いとの理解でよろしいでしょうか。	質問NO.16の回答をご参照ください。
質問 24	入札説明書	7	第4	1	1)		「その他企業」は構成員の中の一企業という位置付けで、出資をする構成員もしくは、出資をしない協力企業のいずれでも参画できるという理解でよろしいでしょうか。	「その他企業」の定義については質問NO.1の回答をご参照ください。また、「その他企業」が出資をすれば「構成企業」、出資をしなければ「協力企業」に該当します。
質問 25	入札説明書	7	第4	1	1)		「その他企業」も に定義される「入札参加の構成員」に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 26	入札説明書	7	第4	1	1)		構成企業の「その他企業」として参加する場合は、参加表明時の提出物は様式1-11に記載がある4点のみでよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 27	入札説明書	7	第4	1	1)		「その他企業」として参加する場合、参加表明時の提出物を様式1-11に記載がある4点のみでよい場合、提出物はコピーでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 28	入札説明書	7	第4	1	2)		「その他企業」の参加資格要件は特になく、参加表明時の提出物は様式1-11に記載がある4点のみという理解でよろしいでしょうか。	質問NO.26の回答をご参照ください。
質問 29	入札説明書	7	第4	1	2)		厨房企業の参加資格要件が見当りません。参加資格要件をお示し下さい。	質問NO.7、質問NO.16の回答をご参照ください。
質問 30	入札説明書	7	第4	1	2)	(1)	鶴ヶ島市の平成23年・24年度の入札参加資格者名簿に「建設工事にかかる設計、調査及び測量等業務委託」に限らず、登録されていれば要件を満たすと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 31	入札説明書	8	第4	1	2)	(3)	『平成23・24年度の建設工事入札参加有資格者名簿に登録されていること。』とありますが、名簿の登録は、企業側の証明書類として資格審査結果通知書を添付する事で証明となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 32	入札説明書	8	第4	1	2)	(3)	「鶴ヶ島市の平成23年・24年度の建設工事入札参加有資格者名簿に登録されていること。」と記載がありますが、入札参加表明時に資格審査結果通知書を添付するという理解で宜しいでしょうか。	質問NO.31の回答をご参照ください。
質問 33	入札説明書	8	第4	1	2)	(3)	1,500㎡の公共施設とありますが延床面積1,500㎡という理解で宜しいでしょうか又、施設用途・種別等は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、「1,500㎡以上の公共施設」を「延床面積1,500㎡以上の公共施設」に修正します。
質問 34	入札説明書	8	第4	1	2)	(3)	「公共施設」の定義として、PFI法第二条に掲げる公共施設の定義と理解してよろしいでしょうか？	「公共施設」には、少なくともPFI法第二条に掲げる公共施設の定義を含むものと理解してください。

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 35	入札説明書	8	第4	1	2)	(3)	施工実績を証明する書類として、CORINS登録、施設概要、平面図及び立面図の添付でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 36	入札説明書	11	第4	2	9)		予定価格は「消費税及び地方消費税除く」とされていますが、割賦料には「施設整備業務及び開業準備業務相当額に消費税及び地方消費税額を加えた額」(入札説明書19ページ(2))が含まれています。入札価格の算出時には割賦料から消費税額相当額(及びこれに係る金利)を差し引いてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。(ただし、消費税相当額に金利がかかることは想定していません。)
質問 37	入札説明書	12	第4	3	2)		見学会以外で、個別に学校を訪問することは厳に慎むこととありますが、配膳室の什器備品、消耗品の調達は事業者であるため、現状の各配膳室の状況を全て把握しておく必要があります。別途、全校の見学会もしくは、什器・備品の仕様リスト表を追加資料としてご提示いただけないでしょうか。	市の備品である運搬車、牛乳保冷庫、スチール棚等以外で必要と考えられるものは、事業者にて調達してください。
質問 38	入札説明書	13	第4	3	6)		参加資格の確認がなされた入札参加者について、HP上での公開等を予定されていますでしょうか(入札参加者の構成員、代表企業名、あるいは入札参加者数等、何らかのかたちで公表をされる予定があるのかどうか、ご教示ください)。	入札参加資格が確認されたグループ数のみ公表する予定です。
質問 39	入札説明書	13	第4	3	9)		質問・意見(第2回)の提出は入札参加者の構成員に限られることになるのでしょうか。たとえば、ファイナンスを予定している金融機関よりの質問・意見の受付は可能でしょうか。	入札参加者の構成員以外からの質問・意見提出を阻むものではありません。ただし、明らかに不適切な質問・意見などの提出に対しては、その意図をお伺いする場合があります。
質問 40	入札説明書	14	第4	3	11)		提出する提案書データのWord形式、Excel形式、PDF形式ですが、ソフトのバージョン指定はありますでしょうか。	バージョンの指定はありません。
質問 41	入札説明書	14	第4	3	11)		提案書のファイリング方法をご教示ください。 (方法1)設計・建設業務提案書から事業計画提案書までの各提案書を1冊に纏めて提出(ファイルの数として正1冊、副20冊の計21冊) (方法2)各提案書毎に纏めて提出(ファイルの数として正1冊×4提案書、副20冊×4提案書の計84冊) (方法3)その他の方法。	方法1を基本に作成してください。A3規格は表題が表にくるファイル折りとしてください。
質問 42	入札説明書	14	第4	3	11)		提案書の提出について、図面集(様式8)はA3規格ですが、他の提案書とは一緒にせず別冊の提出でしょうか。ご教示願います。	質問NO.41の回答をご参照ください。
質問 43	入札説明書	17	第5	3			「最優秀提案者」が必ず「落札者」となると考えてよろしいでしょうか。(資格を満たしている前提です)	最優秀提案者の構成員が入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠く事態になるなど、特別な事情が生じた場合を除き、最優秀提案者が落札者になります。
質問 44	入札説明書	19	第6	3			所有権移転との関連でお尋ねしますが、本施設の不動産登記は貴市が行わない、登記に要する費用及び不動産取得税は貴市がご負担されるという理解でよろしいでしょうか。	不動産登記は市が申請人となることを想定しています。ただし、登記に必要な業務・費用等はSPCに負担して頂きます。BT0であるため、不動産登記申請に要する登録免許税及び不動産取得税は非課税であると認識しています。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 45	入札説明書	19	第6	3			施設の引渡時期について、開業準備期間の終了後に施設の引き渡しを行うこととなっていますが、不動産取得税の非課税要件(未使用の状態で6ヶ月以内に引き渡す。)から外れる可能性があると思います。貴市にて税務当局と協議済み事項がありましたらお示し下さい。	開業準備は、あくまでも性能確認の位置づけと考えています。税務当局への確認は、市では行いません。納税が必要となった場合はSPCの負担としてください。
質問 46	入札説明書	19	第6	4	1)		返済期間において追加的な融資の必要があるとしても、それが計画当初から予定されており、かつ事業期間中に返済可能であれば、提案に含めてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 47	入札説明書	19	第6	4	1)	(1)	一時支払い金の金額が確定するのは、いつの時点を想定しているのでしょうか。(事業契約締結の時点では確定しているのでしょうか)。	事業契約締結の時点では確定させる予定ですが、補助の採択・起債制度の変更等によっては協議をお願いする事も考えられます。
質問 48	入札説明書	19	第6	4	1)	(1)	一時支払い金995,000千円は消費税等の税額相当額を含めたものでしょうか。	消費税額を含んでいます。
質問 49	入札説明書	19	第6	4	1)	(1)	「施設整備に係るサービスの対価」には、SPC設立・登記費用、契約書作成・締結費用、法務費用、金融費用、事務費など、新規事業の立ち上げに通常必要となる費用が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式7-12をご参照ください。
質問 50	入札説明書	19	第6	4	1)	(1)	一次支払い金の金額が確定する時期はいつになりますでしょうか。事業者側の資金調達に影響しますので、できるだけ早いタイミングで確定していただけるようお願いいたします。	質問NO.47の回答をご参照ください。
質問 51	入札説明書	19	第6	4	1)	(1)	提案時には、一次支払い金の金額を995,000千円として入札価格を算出することでよろしいでしょうか。グループ毎に統一すべきと考えますので、貴市にて金額をご指定いただきたく存じます。(金額が統一されないと、意図的に一時支払い金を増減させることにより割賦金利が増減し、入札価格に影響するという弊害が想定されます。)	ご理解のとおりです。
質問 52	入札説明書	19	第6	4	1)	(1)	一時支払い金が提案時の金額と異なったことによりSPC側に金融費用等の増加費用(割賦元本の増加に連動する支払利息の増加のことではなく、借入利率や手数料等が増加するような場合の増加費用です)が生じた場合には、貴市にてご負担いただけるのでしょうか。	予め確定数値でない旨を公表していますので、SPCの負担となります。
質問 53	入札説明書	19	第6	4	1)	(1)	一時支払いの金額は、事業契約締結時までに確定し、事業契約別紙9の1(1)に明記された後は、変更されないと理解してよろしいでしょうか。	質問NO.47の回答をご参照ください。
質問 54	入札説明書	19	第6	4	1)	(1)	入札説明書等に関する説明会で、一時支払い金が今回の震災の関係で、給食センターまで回ってこないことも考えられるとのことでしたが、判明する時期としてはいつ頃を目途として考えればよろしいでしょうか。	質問NO.47の回答をご参照ください。
質問 55	入札説明書	19	第6	4	1)	(1)	一時支払い金想定額955,000千円は消費税を除いた額でしょうか。御教示ください。また、この金額が確定するのはいつ頃でしょうか。	質問NO.47及び48の回答をご参照ください。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 56	入札説明書	19	第6	4	1)	(1)	一時支払い金は、施設整備費に係る工事費(建築工事・設備工事・調理設備)の3/4の範囲内で想定しているとのことですが、様式7-11の施設整備費内訳にあたる金額との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 57	入札説明書	19	第6	4	1)	(2)	割賦利息の計算開始の時期は、本施設の引渡日としてよろしいでしょうか。	施設の供用開始日(引渡日の翌日)からです。
質問 58	入札説明書	19	第6	4	1)	(2)	初回の割賦料の対象期間は1ヶ月間ですが、2回目以降の元利金と同額でよろしいのでしょうか。それとも2回目以降の1/3とした方がよろしいのでしょうか。	1/3としてください。
質問 59	入札説明書	19	第6	4	1)	(2)	割賦料は59回の平準化した支払いということですが、初回(1ヶ月分)も含めて全て同じ額でお支払いいただけるという理解で宜しいでしょうか。	質問NO.58の回答をご参照ください。
質問 60	入札説明書	19	第6	4	1)	(2)	割賦金利の計算(元利均等計算)にあたっての割賦元本は、消費税及び地方消費税を加えた金額で行なうという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 61	入札説明書	20	第6	4	1)	(2)	入札参加者によって異なる基準金利が使用されるのを防ぐため、平成23年6月1日に提案時の基準金利が決定したら貴市にて利率を公表していただけませんか。	市のホームページで公表する予定です。
質問 62	入札説明書	20	第6	4	1)	(3)	初回の委託料の対象期間は1ヶ月間ですが、2回目以降と同額(=平準化)としてよろしいのでしょうか。それとも2回目以降の1/3とした方がよろしいのでしょうか。	1/3としてください。
質問 63	入札説明書	20	第6	4	1)	(3)	平準化するのには委託料のうちの固定料金だけでよろしいでしょうか。変動料金は入札説明書に提示された食数に応じて各年度毎に異なる金額でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 64	入札説明書	20	第6	4	1)	(3)	委託料は59回の平準化した支払いということですが、初回(1ヶ月分)も含めて全て同じ額でお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問NO.62,63の回答をご参照ください。
質問 65	入札説明書	20	第6	4	1)	(3)	委託料は59回の平準化した支払いということですが、年間金額は事業期間中同額とし、年度内において季節変動要因で四半期毎の金額を変更することは可能でしょうか。	前段は、質問NO.62,63をご参照ください。 後段は、四半期毎に提供食数に応じて変動します。
質問 66	入札説明書	20	第6	4	1)	(3)	委託料は59回の平準化した支払いということですが、修繕等に関しては当初は発生せず、一部の年で定期的実施されることが想定されるため、年度内の四半期毎の金額は一律とし、修繕を実施する年度と実施する年度とで金額をかえることは可能でしょうか。	修繕費については、事業期間中に必要となる計画的・予防的・経常的な修繕や更新の実施を見越して初年度から平準化して計上してください。
質問 67	入札説明書	20	第6	4	1)	(3)	委託料は59回の平準化した支払いということですが、変動料金は食数により每期変動するものの、総合計額を59回に均等に計上するという理解で宜しいでしょうか。	委託料は、固定料金と変動料金で構成され、固定料金は各四半期で一定ですが、変動料金は各四半期の提供食数により算定されるため、各四半期の委託料は変動します。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問	68 入札説明書	20	第6	4	1)	(3)	委託料の内、配送車両の調達費用は固定費との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	69 入札説明書	21	第6	4	1)	(3)	入札時の算定条件として、給食日数を年間200日とするとあり、実施の給食提供日数は196日(平成21年度)とありますが、お弁当の日等で給食提供を行わない日は年間で何日程度ありますでしょうか。また、上記日数に含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P72と参考資料11をご参照ください。
質問	70 入札説明書	21	第6	4	2)	(1)	提供対象者数が6,500食/日を超える年がありますが、要求水準書等の施設供給能力で求められているのは一日当たり6,500食ですので、施設規模は6,500食を前提とした計画でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりですが、供給能力が不足することのないようにしてください。
質問	71 入札説明書	21	第6	4	2)	(1)	提供対象者数が6,500食/日を超える年がありますが、要求水準書等で求められているのは一日当たり6,500食ですので、食器等の備品類の調達及び更新数量も6,500食を前提とした計画でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりですが、不足することのないようにしてください。
質問	72 入札説明書	25	第7	5	1)		所有権移転が平成25年8月の予定であるなか、一時支払いについて「平成25年12月末日まで」とされる理由についてご教示下さい。	所有権移転後、速やかに支払いと考えていますが、市の財政・会計上の都合(補助金・起債など)から期間的な猶予を頂くものです。
質問	73 入札説明書	27	第8	1	1)	(1)	基本協定の締結スケジュールについては落札後に協議した上、決定されるものと考えてよろしいのでしょうか	平成23年10月頃に締結を予定しています。詳細については落札者決定後に協議して決定します。
質問	74 入札説明書	27	第8	1	1)	(2)	ここでの「構成企業」とは、入札説明書6ページにある「構成員：SPCから直接業務を受託・請負をし、かつSPCに出資する企業」を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	75 入札説明書	27	第8	1	1)	(2)	構成企業以外の企業は、SPCに出資できないのでしょうか。	SPCから直接業務の委託・請負をしない企業は、SPCに出資はできません。
質問	76 入札説明書	27	第8	1	1)	(3)	仮契約の締結スケジュールについては市とSPCと協議した上、決定されるものと考えてよろしいのでしょうか。	平成23年11月頃に締結を予定しています。具体的な日程は落札者決定後に協議して決定します。
質問	77 入札説明書	28	第8	2			冒頭の「落札者」は「SPC」が適正かと存じますが、ご確認いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。「落札者」を「SPC」に修正します。
質問	78 要求水準書	2	第1	3			「地球環境及び周辺への環境保護や景観への配慮」に関してですが、埼玉県景観形成基準や圏央道鶴ヶ島IC周辺地域整備基本構想、第5次鶴ヶ島市総合計画では「インターフェイス」周辺地区については自然環境の保全と整備に計画があります。それを今回の計画においてその辺に配慮等をする必要はありますか。	本事業の事業用地に適用される上位・関連計画と整合を図り、より良い提案を期待します。
質問	79 要求水準書	7	第1	7	1)		事業用地内の既存施設図面の外構図に既存樹木の位置・樹種が示されており、図面の作成時期が昭和57年となり現状と異なっている可能性があります。最新の樹種・樹形に分かる資料があればご提示下さい。	事業用地内の最新の既存樹木の位置・樹種・樹形に分かる資料は保有していません。必要に応じて事前調査業務として行ってください。
質問	80 要求水準書	7	第1	7	1)		敷地内に電柱・防犯灯が設置されていますが、外構計画において支障が生じた場合は、協議の上移設が可能と考えて宜しいでしょうか。	防犯灯は撤去等業務に含まれます。電柱は設置者(東京電力)との協議によります。
質問	81 要求水準書	7	第1	7	1)		隣接する県立農業大学敷地への移転後も含めた配慮事項がございましたらご教示下さい。	工事に伴う影響を極力少なくするような配慮は必要と考えますが、具体的な事項は現時点ではありません。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 82	要求水準書	7	第1	7	1)		概況等で「施設の建設・維持管理に支障となる樹木の移植・伐採・伐根等は本事業に含まれる。」とあります。実施方針の質問回答 96で既存樹木の移植等の想定はされていないとあるので、樹木の扱いの判断は事業者に一任するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 83	要求水準書	7	第1	7	1)		事業用地の現況「・・・樹木の移植・伐採・伐根等は本事業に含まれる。」とありますが、移植及び存置樹木の選定にあたり、隣地の土地利用計画について今後の予定等あれば、ご教示ください。	埼玉県農業大学校は、自然環境との調和を図りつつ産業系の拠点の整備に向けた手続き・作業が進められています。民有地については土地利用の意向は承知していません。
質問 84	要求水準書	7	第1	7	1)		事業用地の現況「なお、既存の施設（管理棟・付属設備など）の解体撤去、・・・は本事業に含まれる。」とありますが、管理棟に関して過去に市が行った非飛散性アスベストの調査結果の閲覧は可能と考えてよろしいでしょうか。	アスベスト調査は、市の施設を全体的・簡易的に行ったもので報告書はありません。必要に応じて事前調査等業務として行ってください。
質問 85	要求水準書	7	第1	7	1)		事業用地の現況「なお、既存の施設（管理棟・付属設備など）の解体撤去、・・・は本事業に含まれる。」とありますが、解体工事着手前のアスベスト関連の事前調査について、含有率など詳細な検査結果が必要とお考えの部位等があれば、ご指示ください。	質問NO.84の回答をご参照ください。
質問 86	要求水準書	7	第1	7	1)		事業用地の現況「・・・なお、既存の施設（管理棟・付属設備など）の解体撤去、・・・は本事業に含まれる。」とあります。既存の浄化槽内の処理については、事業者側で行う解体撤去工事着手までに市において処理済みであると考えてよろしいのでしょうか。	事業者の業務範囲とご理解ください。
質問 87	要求水準書	7	第1	7	1)		事業用地の現況「・・・なお、既存の施設（管理棟・付属設備など）の解体撤去、・・・は本事業に含まれる。」とあります。入札説明時点で施設内に存置の什器・備品類は解体撤去工事着手前に市において撤去済みと考えてよろしいでしょうか。	キャンプ用の備品類は市で処分します。その他は事業者の業務範囲とご理解ください。
質問 88	要求水準書	7	第1	7	1)		現地見学で既存施設内に備品類がかなりありましたが、解体前に備品類は貴市が搬出されるのでしょうか。ご教示願います。	質問NO.87の回答をご参照ください。
質問 89	要求水準書	7	第1	7	1)		「立ち木としては、コナラなど（幹回り60～150cm程度）が50本程度存する。」と記載がありますが、現況の植栽配置図がございましたらご開示下さい。	質問NO.79の回答をご参照ください。
質問 90	要求水準書	7	第1	7	2)		本事業敷地の地目が山林から宅地への変更となります。都市計画法上は第29条1項3号の公益上必要な建物にあたり、開発の届出は不要とのことですが、不要届けの要否についてご教示下さい。	開発許可申請は不要ですが、「適合証明」の手続きが必要となります。
質問 91	要求水準書	7	第1	7	2)		市街化調整区域の建築物用途等の建築許可等が発生した場合の協議、認可の手続きについては、鶴ヶ島市にて行うものと考えてよろしいですか？	SPCが実施することを想定しています。「要求水準書P13 申請等業務」をご参照ください。
質問 92	要求水準書	7	第1	7	3)		計画道路（川越鶴ヶ島線3.3.22号）と首都圏中央連絡道路及び市道315号線との接続の形状（幅員、斜線、運転方向、信号器の配置、立体交差、中央分離帯の有無、歩道幅員）をご教示下さい。	あくまでも参考ですが市が保有している図面を鶴ヶ島市教育委員会学校給食センター更新担当にて閲覧に供します。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 93	要求水準書	7	第1	7	3)		市道315号線の高架化により敷地への出入り口位置などに規制が出る事が懸念されます。高架道路となる場合は、道路計画の分かる資料をご提示下さい。併せて、拡幅前及び拡幅後の切り込みの位置について条件があればご教示下さい。未定の場合は、これまでに提示されている資料のみで計画して問題がないと考えてよろしいでしょうか。	参考図面を鶴ヶ島市教育委員会学校給食センター更新担当にて閲覧に供します。出入り口については、道路管理者(市道路建設課)と協議してください。
質問 94	要求水準書	7	第1	7	3)		市道315号線の拡幅、及び川越・鶴ヶ島線3.3.22の事業の予定時期についてご教示願います。	現時点では未定です。
質問 95	要求水準書	7	第1	7	3)		市道315号線の拡幅、及び川越・鶴ヶ島線3.3.22の事業化工事に伴うフェンスや舗装整備など敷地内の改変工事が発生する場合の費用負担先をご教示下さい。事業者の負担となる場合、本事業計画に含める必要があるかも合せてご教示下さい。	道路事業の施行者が負担すべき経費と考えられるため、本事業として見込む必要はありません。
質問 96	要求水準書	7	第1	7	3)		市道314-2号線は、建築基準法42条2項の道路として、道路境界線は道路中心から2mと考えて宜しいでしょうか。また、本道路を本事業に係る車両が利用することに対して、お考えがありましたらお示し下さい。	ご理解のとおりですが、現状では自動車が通行することは事実上困難です。
質問 97	要求水準書	7	第1	7	3)		「建築物及び容易に移設や撤去ができない設備等は、参考資料-3の区域内に配置すること」とありますが、トラックヤードや車路は参考資料-3区域外でもよろしいのでしょうか。またその範囲に制約はありませんか。	車路やトラックヤードは容易に移設や撤去ができる構造であれば差し支えありません。
質問 98	要求水準書	7	第1	7	3)		「建築物及び容易に移設や撤去ができない設備等は、参考資料-3の区域内に配置すること」とありますので、付帯設備の排水処理施設、受水槽、廃棄物置場は区域内、配送車庫、駐輪場は区域外に配置と考えてよいですか。また、付帯施設の中で当該予定区域内に建設できないものを合わせてお示しください。	概ねご理解のとおりですが、後段については、個々具体的に判断することとなります。
質問 99	要求水準書	7	第1	7	3)		現在、都市施設(都市計画道路 川越鶴ヶ島線)整備予定区域内(現在駐車場)に防災無線が設置されております。道路の整備が行われた場合に備え、移設先を参考資料-3の区域内に確保しておく必要はございませんか。	不要です。
質問 100	要求水準書	7	第1	7	4)		浄化槽処理水を公共雨水管に接続放流するにあたり、水利権者との協議及び費用の有無を教えてください。	公共施設管理者(市)と協議して下さい。
質問 101	要求水準書	9	第1	8	3)		付帯施設として要求のある配送車庫は、本体建屋と一体とした計画とすることの可否をご教示下さい。	差し支えありません。
質問 102	要求水準書	9	第1	8	3)		入札説明書等の公表の中で、防火貯水槽が新たに追加されていますが、貴市が想定されている容量をご教示いただけないでしょうか。	既存施設に加え、新たに防火貯水槽(40㎡)が必要です。
質問 103	要求水準書	10	第1	8	7)		「いわゆる少人数学級化によっては変動することに留意すること。」とありますが、1学級何人制で想定すればよいのか、35人が30人が基準を御示し頂けませんでしょうか。との質問に対して、11月30日付回答で設備面で物理的に対応(増設)ができないという状況は避けたいという趣旨です。と回答されておりましたが、1学級何人制で何学級分まで対応が必要かの具体的な要求数値の公表をされる予定は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 104	要求水準書	10	第1	8	7)		「いわゆる少人数学級化によっては変動することに留意すること。」に関する質問に対する11月30日付回答で、設備面で物理的に対応(増設)ができないという状況は避けたいという趣旨です。と回答されておりましたが、将来的に設備面で物理的に対応(増設)が必要となった場合は、市の負担で対応(増設)されるとの理解でよろしいでしょうか。	法令の変更による場合は、市の負担となります。
質問 105	要求水準書	10	第1	8	7)		配送校及びクラス数等の表中で、職員室は、普通学級数に含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 106	要求水準書	11	第1	8	7)		【将来予想食数】の表にあるその他の職員とはどのような方を指して、また一定して160人である理由をお教え願います。	事務職員、図書司書、学習支援員、学級運営補助員、相談員等を想定しています。児童生徒数に応じて一定数で見込んでいます。
質問 107	要求水準書	11	第1	8	7)		【将来予想食数】の表にあるその他の職員の160人に対して食器・食缶等及び配送先はどのように考えたら宜しいのかご教授願います。	職員室に配缶する分以上の見込みは必要ありません。
質問 108	要求水準書	11	第1	8	7)		配送校及びクラス数等の将来予想食数の中に、その他の職員として各年度ごと160人とありますが、各クラスで喫食される担任の先生方とは別で、職員室で喫食される方との認識でよろしいでしょうか。御教授ください。	ご理解のとおりです。
質問 109	要求水準書	11	第1	8	8)		施設稼働日数 「1年間で約200日の稼働を予定している。」と記載がありますが、今回提案で試算する稼働日数は、200日と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
質問 110	要求水準書	15	第2	3	8)		設計対象範囲に「市のおこなう説明会等への協力」とありますが、具体的な説明先や回数をご教示下さい。	説明の対象としては、市議会、小中学校、PTA・保護者、自治会・周辺住民等を想定しています。回数等は現時点では未定です。
質問 111	要求水準書	17	第2	3	4)	(1)	設計変更について、「市は必要があると認める場合、選定事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ選定事業者の提案を逸脱しない限度で、本施設の設計変更を要求することができる。」とありますが、その設計変更の実施については事業者との協議によるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、変更は相当の必要性が生じた場合に求めることを考えています。
質問 112	要求水準書	18	第2	3	4)	(2)	「施設の耐用年数は30年超を想定し」とありますが、耐用年数を30年と考えてよろしいでしょうか。	国の補助制度の関連もあり、30年超で事業者のより良い提案を求めます。
質問 113	要求水準書	19	第2	3	4)	(2)	本施設計画の要求水準と「官庁施設の基本的性能基準」とに齟齬がある場合は、要求水準書が上位の位置づけと解釈して計画を進めて宜しいでしょうか。また、「官庁施設の基本的性能基準」はH18年度版と考えて宜しいでしょうか。	「官庁施設の基本的性能基準」と整合を図ったうえで、事業者のより良い提案を求めます。なお、「官庁施設の基本的性能基準」は、入札公告時点で最新の版を用いてください。
質問 114	要求水準書	19	第2	3	4)	(2)	「・受水槽に防災貯水槽の機能を付加し、・・・」と記載がありますが、防災拠点に指定されている施設でしょうか。ご教示願います。	現時点では、鶴ヶ島市地域防災計画においては、災害時において利用する施設には位置づけられていません。
質問 115	要求水準書	19	第2	3	4)	(2)	環境への配慮に関し、太陽光発電システムを導入する場合、その発電容量は事業者の判断としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 116	要求水準書	22	第2	3	4)	(5)	配送用プラットフォーム、回収用プラットフォームについては11月30日付け質問回答N0163により、風除室で代用可とありますので、風除室を設置しプラットフォームなしの提案が事業者にて行われることも可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 117	要求水準書	23	第2	3	4)	(6)	諸室の概要と留意事項の表にある雑品庫とは、どのような雑品を保管する部屋かお教え願います。	給食エリアで使用する様々な設備・備品・消耗品の付属品や予備の保管等を想定しています。
質問 118	要求水準書	24	第2	3	4)	(6)	P34 に示されるように配送口にドックシェルターを設けた場合、プラットフォームの設置は困難と思われます。プラットフォームは不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 119	要求水準書	25	第2	3	4)	(6)	諸室の概要と留意事項の表にある雑品庫とは、どのような雑品を保管する部屋かお教え願います。	質問NO.117の回答をご参照ください。
質問 120	要求水準書	25	第2	3	4)	(6)	廃棄物施設として、給食エリアに設ける廃棄庫の他に付帯施設としての廃棄物置場が示されており、主に事務エリアでの廃棄物の想定かと思われ、廃棄物の内容及び量についてご教示下さい。また収集については、残滓や給食エリアでの廃棄物と併せて事業者の提案と考えて宜しいでしょうか。	概ねご理解のとおりですが、廃棄物置場では納入梱包材、下処理で発生した残滓等や事務に伴う紙類等の保管を想定しています。なお、ダンボールの量は11,566kg(21年度)です。その他の量については、計量・想定していませんが、回収を考慮した配置計画としてください。
質問 121	要求水準書	26	第2	3	4)	(6)	配送・回収業務と運営業務を外注ではなく同一の企業が行う場合、従業員の管理上の面からも、配送員控室は特に設ける必要がないという理解でよろしいでしょうか。	本事業の事業期間終了後の業務実施体制等は不明であることから、配送員控室は必要と考えます。
質問 122	要求水準書	26	第2	3	4)	(6)	多目的便所は主に見学者が使用することが想定されます。見学者の主要な滞り場所は会議室が想定されますので、会議室に近接することに变更頂けないでしょうか。	使用者及び主な滞り場所の想定はご理解のとおりですが、長時間の滞在は想定されないため、あらゆる人の使い勝手を考慮して、玄関ホール、事務室からの動線を短くすることを求めているものです。
質問 123	要求水準書	29	第2	3	4)	(8)	(イ)の工)情報表示設備の時刻表示装置は、親機を市職員事務室、その他の設置場所に子機を設置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 124	要求水準書	29	第2	3	4)	(8)	1) 「一般電気事業者による計画停電が行われる場合・・・元に(輪番停電、午前6時20分～午後10時までの間で3時間程度)においても、給食の提供ができるようよりよい提案を求め。」と記載がありますが、停電時間は、記載の指定時間内の停電時対応もみに限定して考慮すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
質問 125	要求水準書	29	第2	3	4)	(8)	一般電気事業者による計画停電時に、給食の提供ができるようよりよい提案を求め。」と記載があり、今回新たに増えた要求事項と考慮しますが、予定価格に追加費用として見込まれているのでしょうか。ご教示願います。	事業者のより良い提案を期待します。具体的な内容は想定していません。
質問 126	要求水準書	29	第2	3	4)	(8)	計画停電は原則不実施となりましたが、それを受けても調理用の非常用発電装置の設置などを積極的に行うべきでしょうか。	事業者のより良い提案を期待します。具体的な内容は想定していませんが、過大な設備を求めるものではありません。
質問 127	要求水準書	29	第2	3	4)	(8)	「献立の工夫・変更、食材納品時間の工夫など必要な措置」とは、具体的にはどのような想定をされているのでしょうか。	非常時(停電)の措置として、市としても出来る限りの対応をしたいという趣旨です。具体的な想定としてお示しできるものはありません。
質問 128	要求水準書	29	第2	3	4)	(8)	計画停電が行われる場合には、その期間中は見学者の受け入れは原則としてないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 129	要求水準書	31	第2	3	4)	(8)	機械設備に関する事項/(ウ)給水・給湯・給蒸気設備において、「受水槽は、給水量が不足しないような容量とし、・・・防災用バルブなど所定の機能を有する仕様とすること。」とありますが、実施方針等に関する質問・意見に対する回答No.155にあるように「災害用飲料水」として用いるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり災害用飲料水としても利用する可能性も想定しています。
質問 130	要求水準書	31	第2	3	4)	(8)	機械設備に関する事項/(ウ)給水・給湯・給蒸気設備において、「受水槽は、給水量が不足しないような容量とし、・・・防災用バルブなど所定の機能を有する使用とすること。」とありますが、「災害用飲料水」として用いる場合で想定される利用者の人員数・利用期間等の諸条件等があれば、ご教示ください。	現時点では、具体的な想定はしておりません。
質問 131	要求水準書	32	第2	3	4)	(8)	(ウ) ボイラー及び受電設備等のユーティリティー関連機器は、施設内の・・・と示されていますが、屋外は不可とのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 132	要求水準書	33	第2	3	4)	(8)	(キ)昇降機設備 試食会実施時等の給食搬送用に小荷物専用昇降機を本施設に設置する場合において、積載量は事業者の判断としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。提供食数、調理手順・動線を考慮して、事業者のより良い提案を求めます。
質問 133	要求水準書	34	第2	3	4)	(9)	前室と各作業区域との往来動線に位置する扉及び・・・は自動ドアとする事、とありますが、衛生上十分な配慮がなされていれば、全てを自動ドアとしなくても良いと考えてよろしいでしょうか。	自動ドアを基本としますが、衛生上十分な配慮がなされ、自動ドアと同程度以上の機能が確保できる場合は、この限りではありません。
質問 134	要求水準書	36	第2	3	4)	(10)	雨水の再利用について、適切に浄化された水であれば調理員用便所に使用可能と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりですが、衛生面で高度な水準が求められる施設であることに留意してください。
質問 135	要求水準書	36	第2	3	4)	(10)	雨水流出抑制の為の設備は、敷地縮小後の敷地内外で、それぞれ流出量を算定し設ければ良いと考えてよろしいでしょうか。	考え方としては是認します。
質問 136	要求水準書	36	第2	3	4)	(10)	雨水再利用について、植栽への散水においても滅菌が必要とお考えでしょうか。	滅菌まで必要はないと考えますが、衛生面で高度な水準が求められる施設であることに留意してください。
質問 137	要求水準書	36	第2	3	4)	(10)	建物名称サインについての要求水準がありましたらご教示下さい。	事業者の提案を基に事業契約締結後に市とSPCで協議し定める予定です。
質問 138	要求水準書	36	第2	3	4)	(10)	構内通路は、敷地内施設のメンテナンスを目的とするものと考えてよろしいですか。メンテナンスに支障がなければ必ずしも設けなくても良いと考えてよろしいですか。	メンテナンス以外でも、非常時の避難経路等の機能も考慮したうえで適切な配置計画の提案を求めます。
質問 139	要求水準書	37	第2	3	4)	(10)	庁用車用、市職員用 駐車場については、屋根を設置する必要はないと考えてよろしいですか？	市職員用駐車場については、屋根は不要です。
質問 140	要求水準書	37	第2	3	4)	(10)	来客用・庁用車用・市職員用駐車場10台、大型バス1台、自転車・バイク20台は、将来行われる道路拡幅後も要求される条件でしょうか。	身障者駐車場は確保してください。来客用・庁用車用は確保できれば望ましいと考えています。
質問 141	要求水準書	37	第2	3	4)	(10)	「SPC従業員用駐車場は、必要に応じて適宜確保すること。」と記載がありますが、本事業用地内に確保するかどうかは事業者の提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 142	要求水準書	37	第2	3	4)	(10)	防火貯水槽(40㎡)の設置とありますが、既存の防火貯水槽(40㎡)の再利用は可能でしょうか。	質問NO.102の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 143	要求水準書	37	第2	3	4)	(10)	現在、都市施設(都市計画道路 川越鶴ヶ島線)整備予定区域内(現在駐車場)に防火水槽が設置されております。実施方針等に関する質問・意見に対する回答(平成22年11月30日付)において既存利用、移設不要との回答がございました。 一方、今回(平成22年4月5日付)の要求水準書において新たに防火貯水槽(40㎡)の設置することが加わりました。あらためて既存の防火水槽の取り扱い(撤去、移設等)についてお知らせください。	質問NO.102の回答をご参照ください。
質問 144	要求水準書	37	第2	3	4)	(10)	防火貯水槽は新設すると理解して宜しいでしょうか。	質問NO.102の回答をご参照ください。
質問 145	要求水準書	41	第2	4	3)	(3)	現状敷地の整地についてですが、拡幅道路予定部分における困障、樹木の撤去は別途と考えて宜しいでしょうか。	本事業の範囲に含まれます。
質問 146	要求水準書	41	第2	4	3)	(3)	周辺地域に水枯れ・・・とありますが、貴市が得ている情報がございましたらご教示ください。	隣接する農業大学校敷地内に大谷川(支線)と水源となる湧水があります。
質問 147	要求水準書	44	第2	4	3)	(4)	工事記録写真はデータでの納品と考えてよろしいでしょうか。	出力した工事記録写真に加えデータも併せて納品してください。
質問 148	要求水準書	54	第2	7	2)	(1)	食器等の表に記載がある項目以外の色・絵柄等は特に指定は無く、事業者の提案でかまわないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、学校給食の意義を踏まえ、正しい食習慣の形成に資するよう事業者のより良い提案を求めます。
質問 149	要求水準書	54	第2	7	2)	(1)	食器寸法の記載がありますが、椀の寸法は 130、240cc、H55～H60mm程度となっております。この寸法ですと一般的には360～380ccの容量となっております。寸法はこの範囲内での提案に限るのでしょうか。もし超えても良い場合は、プラス何ccまで認めて頂けるのでしょうか。御教授願います。	食器の寸法については概ねの数値ではありますが、要求水準に定める容量を下回らないよう留意したうえで、事業者のより良い提案を求めます。
質問 150	要求水準書	54	第2	7	2)	(1)	食器等の表に記載されている数量は6,500となっておりますが、最大6,700必要と考えますがいかがでしょうか？	常に不足のないようにしてください。予備その他については、事業者のより良い提案を求めます。
質問 151	要求水準書	54	第2	7	2)	(1)	飯碗は、給食で使用する日だけでなく使用しない日にも各学校へ配送すると考えて宜しいでしょうか。	飯碗を使用しない日には各学校へ配送する必要はありません。
質問 152	要求水準書	54	第2	7	2)	(1)	箸・スプーンは、「基本計画」の12頁にあるように、事業者が調達して管理(洗浄・保管・持参)は児童・生徒が行うと考えて宜しいでしょうか。	箸・スプーンは、SPCが調達し、管理(洗浄・保管・配送・回収)もSPCが行ってください。
質問 153	要求水準書	54	第2	7	2)	(2)	食缶の仕様等は選定事業者の提案による。とありますが、色・絵柄等は特に指定は無く、事業者の提案でかまわないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、学校給食の意義を踏まえ、事業者のより良い提案を求めます。
質問 154	要求水準書	54	第2	7	2)	(2)	食缶の仕様等は選定事業者の提案による。とありますが、1クラス当たりの食缶容量等の指定もないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、既存の運搬車の寸法、1クラスの提供食数、献立等を考慮したうえで、児童・生徒が持ち運びしやすく、安全性が高い食缶の提案を求めます。
質問 155	要求水準書	56	第2	8	1)		既存施設の解体撤去等業務について、既存施設の基礎や井戸など敷地内に存在するもの全てについて撤去が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 156	要求水準書	57	第3	2			開業準備業務の業務内容の中に、開所式の開催支援とありますが、試食会100食の他にどのような支援を想定されていますでしょうか。事業者が見込んでおく費用項目がありましたらご教示ください。	現時点では、まだ具体的な想定はしていません。必要以上に華美な式は、考えておりませんが、事業者のより良い提案を求めます。
質問 157	要求水準書	57	第3	2			「給食提供訓練業務」の予定している業務内容をご提示ください。	給食提供に係る一連の業務のリハーサルを想定していますが、事業者の判断によります。
質問 158	要求水準書	57	第3	2			開所式で提供する給食についての想定される献立をお示しください。	現時点ではまだ具体的な想定していません。開所式が近づいた段階で示します。
質問 159	要求水準書	58	第4				先日開催頂いた配膳室は、屋根材の損傷等がありましたが、事業開始までに、市側にて全校の修繕を行われると考えてよろしいでしょうか。配送校の現時点で想定される修繕が事業者の場合は、本事業範囲外とし、全校の見学会の開催を希望します。	配膳室の維持管理については、市の業務ですが、修繕等は学校施設の一部として必要に応じて行います。
質問 160	要求水準書	60	第4	1	8)		業務報告書の提出について、運営業務の業務報告書(P74)と同様に、提出期限の当該日が市の休日の場合は翌日とするの考えでよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
質問 161	要求水準書	63	第4	3	3)	(2)	【定期点検】 浄化槽からの排水の水質基準について市の条例等がございますか？	市が独自に定めている基準等はありません。
質問 162	要求水準書	66	第4	6	2)	(1)	(1)建物の業務水準で上から6番目の「圧縮空気～」とございますが、事務エリアである事務室で掃除機を使用した清掃を行うことは差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 163	要求水準書	66	第4	6	2)	(2)	給食エリアの窓ガラス清掃について、窓ガラスは適宜清掃するとございますが、周期について具体的な市の想定があればご教示下さい。	要求水準を満たすことを前提に適切な頻度を設定してください。
質問 164	要求水準書	68	第4	6	2)	(4)	排水管について、定期的に清掃するとございますが、周期について具体的な市の想定があればご教示下さい。	要求水準を満たすことを前提に適切な頻度を設定してください。
質問 165	要求水準書	75	第5	1	7)	(5)	食材納品時間の工夫とは、前日入荷等も考慮されると考えてよろしいでしょうか	質問NO.127の回答をご参照ください。
質問 166	要求水準書	81	第5	2	2)	(2)	アレルギー代替食を提供する場合には、代替した献立毎に検食を行い食材と調理後の食品で保存食をとることとありますが、実施方針に関する質問・意見に対する回答(平成22年11月30日)のNo285では、除去食の場合でも保存食を50g以上取る必要があるとなっています。除去食の場合にも献立毎(除去内容毎に)に検食・保存食ともに必要でしょうか。	ご理解のとおりです。学校給食衛生管理基準に従ってください。
質問 167	要求水準書	82	第5	2	4)	(1)	クラスに1本提供するマヨネーズ、ソース、ドレッシングとありますが、コンテナに収納する際は専用のカゴか食缶等に収納してコンテナに積み込みされていますでしょうか。御教授願います。	ご理解のとおりです。学校給食衛生管理基準に従ってください。
質問 168	要求水準書	82	第5	2	4)	(1)	クラスに1本提供するマヨネーズ、ソース、ドレッシングとありますが、各1本当たりの容量を御教授願います。	クラスの数に応じて200ml又は300mlとしています。
質問 169	要求水準書	82	第5	2	4)	(1)	クラスに1本提供するマヨネーズ、ソース、ドレッシングとありますが、各1本は1日で使いきりでしょうか。御教授願います。	ご理解のとおりです。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 170	要求水準書	84	第4	2	4)	(3)	試食会の実施で、必要な従業員の配置・ローテーション等を検討するとありますが、業務内容に配膳業務が含まれておりませんが、その理解でよろしいでしょうか。現状の実施頻度と実施状況も併せてご教示ください。	試食会時の配膳は、市もしくは各学校職員が対応します。平成22年度における学校等での試食会は、11回・延べ449人(参考資料-23)のとおりです。更新施設の供用開始当初は、多数の希望が寄せられると想定していますが、受け入れ態勢も考慮する必要があることから、現時点では数量等の想定はしていません。
質問 171	要求水準書	87	第4	4	1)	(2)	選定事業者が回収する残滓には、直接搬入品(米飯・パン・麺等とデザートの一部及び牛乳)の食べ残しを含むものとありますが、これらの回収方法は現状どのようにされていますでしょうか。個別に袋等に入れて回収する場合の費用は、貴市で御負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	給食の食べ残しは、原則として食品が入っていた食缶に戻すことをルールとしています。給食の食べ残しの抑制に関する事業者のより良い提案を期待します。
質問 172	要求水準書	88	第5	4	1)	(3)	回収された残滓は、当該センター調理品以外も含めて、1つの食缶に混入されている、と考えてよろしいでしょうか。	質問NO.171をご参照ください。
質問 173	要求水準書	90	第5	5	2)	(1)	現状の配膳員の勤務時間が10:30~14:00となっていますが、直接搬入品の牛乳・パン等・米飯の納入時間が9時までとなっております。学校職員の方が受け取りだけはしていただけるという理解でよろしいでしょうか。	直接搬入品については、業者の責任において納入されています。納入時間によっては、立会いが出来なくてもやむを得ないと考えています。
質問 174	要求水準書	91	第5	8	6)	(3)	配膳室の什器備品、消耗品の調達は事業者が行うこととなっていますが、現在使用している台車及び備品等で引き続き使用できるものについては、使用させていただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問NO.37の回答をご参照ください。
質問 175	参考資料-2 参考資料-3						敷地の西部の都市計画道路と北西部の市道315号線は道路交差点を形成するものと考えてよろしいですか？	質問NO.92の回答をご参照ください。
質問 176	参考資料-3						建築物等配置可能区域について 西部(都市計画道路整備予定地)との境界部分については、将来、道路境界となると考えてよろしいですか？ 隣地境界となる場合はどのような施設が整備される予定かお知らせください。	ご理解のとおりです。質問NO.92の回答をご参照ください。
質問 177	参考資料-3						建築物等配置可能区域について 北西部(市道315号線拡幅予定地)との境界部分については、将来、道路境界となると考えてよろしいですか？ 隣地境界となる場合はどのような施設が整備される予定かお知らせください。	ご理解のとおりです。質問NO.92の回答をご参照ください。
質問 178	参考資料-3						建築物等配置可能区域について 北西部(市道315号線拡幅予定地)、 西部(都市計画道路整備予定地)との境界部分については、道路構造、歩道の整備予定があれば、その構造をお知らせください。	質問NO.92の回答をご参照ください。
質問 179	参考資料-3 参考資料-5						敷地北東部の市道314-2号線は 事業用地の境界が現況の幅員2.7m程度の道路境界を形成していると考えてよろしいですか？	道路台帳の写し(参考資料-5)をご参照ください。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第 1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回 答
質問 180	参考資料- 3 参考資料- 5						2項道路の整備については、道路整備は現況の中心から2mを整備するものと考えてよろしいですか？ その場合は建設可能範囲の敷地面積が減少すると考えてよろしいですか？	ご理解のとおりです。
質問 181	参考資料- 6	13					図面に示されている既存の汚水蒸発散装置の詳細図はございますでしょうか。ご提示願います。	参考資料- 6 (図面番号20) 以外の資料は保有していません。
質問 182	参考資料- 7						ボーリング柱状図について公表頂いておりますが、調査箇所が1箇所のみとなっておりますが、他地点における調査結果があれば公表頂けますようお願い致します。落札後、必要箇所について地質調査を実施することは可能でしょうか。	要求水準書参考資料- 7をご活用ください。なお、契約締結後の地質調査は実施可能です。
質問 183	参考資料- 1 7						当日使用以外の食材で、品温がなされていない物は、常温保管と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 184	参考資料- 1 8						資料18から泥付き野菜は、じゃがいも・さといもが記載されていますが、それ以外の根菜や葉物野菜は泥付きで仕入れないとの理解でよろしいでしょうか。	現状においては、じゃがいも・さといもですが、今後、献立や調達の関係で品目、数量の増減の可能性はあります。
質問 185	参考資料						参考資料としまして既存の植栽図(植栽位置、樹種、幹周り、高さ等の情報)及び現況測量図(既存設備、工作物等)をご教示ください。	質問NO.79の回答と要求水準書参考資料- 6をご参照ください。
質問 186	様式集						各提案書の枠のサイズ・位置、書面レイアウト、文字のスタイル・大きさについて制限がありましたらご教示下さい。	特に制限はありません。提案内容が分かりやすいよう工夫して頂ければ結構です。
質問 187	様式集						提案書に記載する文字の大きさ等は特に指定なしと考えてよろしいでしょうか。	質問NO.186の回答をご参照ください。
質問 188	様式集						提案書(様式3-2~8-13)における文字の大きさの指定は無いと考えてよろしいのでしょうか。	質問NO.186の回答をご参照ください。
質問 189	様式集						様式集全体を通して使用されている用語として、「構成員」とは入札参加者を構成する「代表企業」、「構成企業」及び「協力企業」の総称であると理解しておりますが、正しいでしょうか。あるいは、入札説明書7ページで定義されている「その他企業」も「構成員」に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお「その他企業」も「構成員」に含まれます。
質問 190	様式集						提出書類チェックリスト内の枚数列の『適時』という記述は、『適宜』だと思います。修正願います。	ご指摘のとおりです。修正します。
質問 191	様式集						提案書作成要領がご提示されていませんが、提案書内で担当企業等の実名記載の良否についてご教示願います。	提案書内での企業名の記載は禁止します。また、各提案書の表紙をグループ名の記載がない形に修正します。
質問 192	様式集						提案書作成について、項目ごとに枚数制限がありますが枚数確認できる表記(例:1/3)等する場合はどこに表記すればよろしいでしょうか。	各ページの右肩部分にご記入ください。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 193	様式集						計画停電時のよりよい提案を求める。と要求水準書29頁で示されておりますが、施設面、運営面での提案内容は、それぞれどこで提案すればよろしいでしょうか。様式番号等をご提示願います。	施設面、運営面など提案の内容に応じて該当する箇所に記載してください。
質問 194	様式集	2	様式1-1				本様式の表には、代表企業、構成員、協力企業、その他企業の全てを記載するのでしょうか。	様式1-2と整合させる形で様式1-1を修正しますので、様式に従い「役割」「業務担当」「商号又は名称」「所在地」をご記入ください。
質問 195	様式集	2	様式1-1				構成員の役割の中に、「その他企業」も記載するという理解でよろしいでしょうか。また入札グループ数等の公表時には、その他企業の内訳も公表されるのでしょうか。	「その他企業」も記載してください。なお、参加資格の確認時にはグループ数のみを公表します。また、落札者決定の公表時には、様式1-1に記載されたすべての企業を公表します。
質問 196	様式集	2	様式1-1				様式1-1に記載する各企業の住所・商号・代表者及び様式1-2に捺印する印鑑ですが、鶴ヶ島市の競争入札参加有資格者名簿に、支店・営業所にて登録されている場合、支店名・営業所名にて参加申請するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 197	様式集	2	様式1-1				様式1-1 3に『代表企業代表者欄については、埼玉県電子入札自治体共同システムの競争入札参加資格審査受付票に代理人を登録している場合、登録している代理人を記載する事を原則とする。』とありますが、本入札に埼玉県電子入札自治体共同システムへの登録は、必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 198	様式集	3	様式1-2				入札説明書には定義のない「構成企業」の表記がありますが、構成員との違いをご教示ください。	質問NO.8の回答をご参照ください。
質問 199	様式集	3	様式1-2				各企業の記載項目の内、[役割]と[業務担当]の記入例をご提示ください。	それぞれ以下の内容をご記入ください。 [役割]は、代表企業、構成企業、協力企業の区分 [業務担当]は、設計、建設、工事監理、維持管理、運営、その他業務の区分
質問 200	様式集		様式1-				企業に参加資格要件に関する書類に、その他企業用がありませんが、特に提出の必要はないのでしょうか。	質問NO.26の回答をご参照ください。
質問 201	様式集	5	様式1-3				備考欄に「上記委任事項は参考にしたものである。」との記載がありますが、実際に提出する委任状の文面はどのように記載すればよろしいでしょうか。次の様式1-4についても同様にご確認いただけますでしょうか。	様式例を示したものであるので「上記委任事項は参考にしたものである。」を削除のうえ、ご利用ください。
質問 202	様式集	10	様式1-8				施工実績を証する添付資料については契約書及びコリンズ登録書の写しでよろしいでしょうか。	契約書・コリンズ登録書に加え、パースなどの成果がわかる図面を添付してください。
質問 203	様式集	10	様式1-8				建築工事をJVで行う場合、幹事会社でなく構成員となる者も施工実績、配置技術者の記載が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 204	様式集	10	様式1-8				様式1-8 配置予定技術者を複数名記載したい場合、余白部分に配置予定技術者名・監理技術者資格者証等の枠を追加し記載して宜しいでしょうか。	追加して記載してください。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第 1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回 答
質問	205 様式集	12	様式1-10				学校給食施設又は集団調理施設における調理業務の実績を有していることとありますが、契約書の写しを添付するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	206 様式集	13	様式1-11				この様式は1社毎に提出するのでしょうか。それともグループでまとめて1枚提出するのでしょうか。	グループで1枚で結構です。代表企業が各構成員の書類を取りまとめたうえで、ご記入ください。
質問	207 様式集	13	様式1-11				税務申告書の代わりとして3期分の決算報告書と納税証明書は書類として認められますでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	208 様式集	13	様式1-11				様式1-11の会社概要・事業報告との記載がありますが、事業報告が、毎年6月中に提出される企業は、前々年度のものとの理解でよろしいですか。同様に有価証券報告書も前々年度よりの直近3期分との認識でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
質問	209 様式集	20	様式3-5				一時支払金の金額は入札参加者による提案ではなく、貴市にて指定することとしていただけませんか。その金額はできるだけ早期にお示しいただけますでしょうか。	提案書の提出の段階では入札説明書に記載した金額でご提案ください。
質問	210 様式集	20	様式3-5				入札説明書等の記載に従うと、割賦料には施設整備業務及び開業準備業務に係る消費税相当額を含めることとされています。一方、本様式の注2では消費税は含めないこととされています。割賦料の金額には消費税相当額を含めずに記載してよろしいでしょうか。その場合、消費税相当額に係る金利分も含まれないことになりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	211 様式集	23	様式4-2	2			「各諸室の設備計画」の設備とは建物の設備としての電気設備、機械設備を表すもので、調理設備を表すものでないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	212 様式集	24	様式4-3	3			3 設備計画 の設備とは建物の設備としての電気設備、機械設備を表すもので、調理設備を表すものでないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	213 様式集	24	様式4-3	3			「除去すべき原因食品が混入しないための工夫」についての対象はアレルギー食調理室を指しているのでしょうか、それとも調理室全体をさしているのでしょうか、お知らせください。	施設整備における設備計画について記述してください。
質問	214 様式集	24	様式4-3				様式4-4に調理設備・備品等について記載するように求められていますので、様式4-3の設備計画には ~ に対して建築及び空調・衛生設備等の建築設備計画でどのような提案を行うかを記載すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	215 様式集	50	様式7-6				様式7-6内の『LCCC02』という記述は、『LCC02』だと思えます。修正願います。	ご指摘のとおりです。修正します。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問	216 様式集	51	様式7-7				様式7-7内の『域経済』という記述は、『地域経済』だと思います。修正願います。	ご指摘のとおりです。修正します。
質問	217 様式集	52	様式7-8				表中にある「施設整備費」の中の「その他費用」には、SPC設立・登記費用、契約書作成・締結費用、法務費用、金融費用、事務費など、新規事業の立ち上げに通常必要となる費用を含めてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	218 様式集	53	様式7-9				「ネットキャッシュフロー」は配当前の段階の金額を記入することになりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	219 様式集	53	様式7-9				入札参加者毎に計算方法が異なることが無いよう、「DSCR」「LLCR」「エクイティIRR」「プロジェクトIRR」の算式をお示しいただけませんでしょうか。	参考として様式集(ワード版 様式7-8)に算式を記載します。
質問	220 様式集	53	様式7-9				脚注 2にある「様式7-16」は存在しませんが、どの様式を指しますでしょうか。	「様式7-8 長期収支計画書」を指します。整合するよう修正します。
質問	221 様式集	53	様式7-9				DSCRの計算対象は、金融機関から借り入れる優先ローン(一時つなぎローンではなく長期ローン)の元金という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	222 様式集	54	様式7-10				本様式において、通常食とアレルギー食を区別せずに、合計して記載してもよろしいでしょうか。事業者側ではアレルギー食の食数設定の根拠に乏しく、実際の食数とは一致するとは限りません。提案書において区別する意味合いが少ないように見受けられますので、ご検討いただけますでしょうか。	通常食とアレルギー食を区分しない形に様式集の該当部分を修正します。
質問	223 様式集	54	様式7-10				入札説明書等の記載に従うと、割賦料には施設整備業務及び開業準備業務に係る消費税相当額を含めることとされています。一方、本様式の表では割賦料についても税抜と税込をそれぞれ記載するようになっていました。割賦料の税抜と税込の算出方法(割賦金利の算出方法も)をお示しいただけますでしょうか。	入札説明書には実際の支払い時を想定し記載しています。様式は提案時になりますので、それに従い記載ください。
質問	224 様式集	55	様式7-11				表の下から2行目の「その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等」には、SPC設立・登記費用、契約書作成・締結費用、法務費用、金融費用、事務費など、新規事業の立ち上げに通常必要となる費用を含めてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。金融費用については、融資組成手数料を別途記載する箇所があることに留意してください。
質問	225 様式集	56	様式7-12				入札価格等内訳書で「保守管理業務費」と「人件費」の違いや定義についてご教示頂けますでしょうか。(一般的には保守管理業務費の大部分は人件費で占めていると認識しています)	区分については事業者の判断に委ねます。
質問	226 様式集	58	様式7-14				関心表明書は落札者決定基準の加点審査項目において、どのような位置づけであるかご教示頂けますでしょうか。	落札者決定基準における加点項目と様式の対比は、基本的な取扱いを示しているものであり、記載のない様式であっても、優れた提案については、該当する加点項目において評価される場合もあります。
質問	227 様式集	58	様式7-14				様式7-14において、「鶴ヶ島市...について」「」が担当する...とありますが、「」内には構成企業名を記載するのでしょうか。ご教示願います。	様式7-14を企業名の記載が必要ないよう修正します。

No	資料名	頁	第 1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回 答
質問	228 落札者決定基準						計画停電における提案に対しての配点は、施設整備では5の防災への配慮、運営では6の緊急時の対応、事業計画では6の防災への配慮に含まれると考えてよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりですが、優れた提案については、内容に応じて、該当する項目において評価することも考えられます。
質問	229 落札者決定基準	5	第5	1	2)		5ページの表内の最終文ある「入札説明書等で示したリスク分担表」とは、H23/2/21に公表されました実施方針修正版に添付されたリスク分担表を指すのでしょうか。実施方針は「入札説明書等」に含まれていないことから、確認のためにお尋ねするものです。	ご理解のとおりです。
質問	230 落札者決定基準	7	第6	2			加点審査項目の評価基準に様式8- が見あたりませんが、様式8の図面集の記載内容に対する加点はないのでしょうか。	図面も提案書の一部をなすものであり、審査の対象となります。落札者決定基準の該当部分を修正します。
質問	231 落札者決定基準	12	第6	2			【事業計画全般に関する事項】「7 地域経済・社会への貢献」に関し、地域の資金の活用・地域内循環の観点より、地域金融機関の機能の積極的な活用も、本項目の評価対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	具体的評価内容につき、PFI審査委員会の判断となります。
質問	232 落札者決定基準	12	第6	2			【事業計画全般に関する事項】6 防災・環境への配慮においてLCC02の削減に関しては、事業者独自の計算等による提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、計算の考え方、計算式もあわせて記載してください。また数値だけでなく、事業全体を通した考え方も重要と考えます。
質問	233 落札者決定基準	13	第9				「最優秀提案者」が必ず「落札者」となると考えてよろしいでしょうか。(資格を満たしている前提です)	質問NO.43の回答をご参照ください。
質問	234 基本協定書(案)	1	第3条	第4項			「乙はいずれも必ず出資」とありますが、入札説明書27ページで「代表企業及び構成企業のみがSPCに出資できる」とされていますので、協力企業及びその他企業は基本協定書の当事者にはならない、という理解でよろしいでしょうか。	「協力企業」は基本協定書の当事者にはなりません。「その他企業」については、質問No.1及び24の回答をご参照ください。これにあわせてP6の(乙)のうち、「構成員」を「構成企業」に修正します。
質問	235 基本協定書(案)	2	第4条				「乙は、本事業の終了に至るまで、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有する事業予定者の株式を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行わないものとする。」とありますが、事業者が資金調達を行う金融機関に対しての株式の担保設定については承認頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	そのように想定していますが、あらゆるケースにおいて承認する意思ではありません。
質問	236 基本協定書(案)	2	第4条				SPCが本事業のためにプロジェクトファイナンスで融資を受ける場合には、貴市はSPCの株式への担保設定を承諾していただけると考えてよろしいでしょうか。	質問NO.235をご参照ください。
質問	237 基本協定書(案)	2	第5条	第2項			事業契約締結から請負契約や委託契約の締結までには一定の時間がかかるのが通常ですので、1行目の「速やかに」は削除していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
質問	238 基本協定書(案)	3	第6条	第5項			「仮契約の締結」の時期においては、「乙以外の事業予定者の株式の保有者」は存在しないものと思われれます。別紙2は不要ではないでしょうか。	原案のとおりとします。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 239	基本協定書(案)	3	第8条	第1項			2行目の「契約」とは事業契約のことを指すものとお見受けしますが、そうであれば、内容明確化のため、表記を「事業契約」へ修正していただけないでしょうか。	修正します。
質問 240	基本協定書(案)	3	第8条	第1項			乙の構成員はそれぞれ自社の帰責事由による違約金支払い義務は負いますが、他の構成員の帰責事由による義務を負うことは困難です。7行目の「連帯して」は削除していただけないでしょうか。第8条第3項及び別紙1においても同様です。	グループにて応札していることから、連帯して負担することが妥当と考えるため原案のとおりとします。グループ内の分担については関与するものではありません。
質問 241	基本協定書(案)	3	第8条	第2項			確認ですが、1行目の「契約」とは「事業契約」のことでよろしいでしょうか。正しければ、表記を「事業契約」に修正していただけますでしょうか。	修正します。
質問 242	基本協定書(案)	3	第8条	第2項			本項における違約金は契約金額に対し年率3.3%(=1日当たり約50万円)で、事業契約における遅延損害金(第70条)に比べてかなり高額です。本項における違約金の金額は事業契約と同程度としていただけませんか。また、SPCが事業契約に基づく遅延損害金を貴市に支払う場合には、本項の適用は無いこととしていただけませんか。SPCと構成員の両方がペナルティを負担するの過大ですので、ご配慮いただきたく存じます。	第8条第2項を削除します。
質問 243	事業契約書(案)	2	第1条			(20)	「関係図書」と「入札説明書等」の指し示すものの違いは何でしょうか。	(20)と(23)を比較してください。
質問 244	事業契約書(案)	2	第1条			(27)	入札説明書の定義に従えば「構成員」のカテゴリの中に「協力企業」は含まれることになるかと思われますので、「構成員及び協力企業」は「構成企業及び協力企業」とした方が良いのではないかと思います。いかがでしょうか。	「構成員及び協力企業」を「構成員」に修正します。
質問 245	事業契約書(案)	2	第1条			(27)	「落札者」の定義には「その他企業」が記載されていませんが、「その他企業」は落札者の範囲には含まれないのでしょうか。	質問NO.1の回答をご参照ください。
質問 246	事業契約書(案)	4	第6条	第1,4項			各書類間の優先順位について、第1項と第4項では異なった内容の取扱いとなっているように見えますが、理解しやすいかたちで今一度整理してお示しいただけますでしょうか。	第6条第4項を削除します。
質問 247	事業契約書(案)	4	第6条	第1項			第1項で定める優先順位と、第4項で定める優先順位が異なるようにお見受けしますが、どのように理解すればよろしいでしょうか。	質問NO.246の回答をご参照ください。
質問 248	事業契約書(案)	4	第7条	第1項			契約の保証を付す必要があるのは、施設整備期間中のみであり、維持管理・運営期間中は不要との認識で宜しいでしょうか。(入札説明書では、「施設の引渡しまでの間、契約の保証を付さなければならない」とされていますが、事業契約書(案)には、保証期間の明確な定めがないため、確認させていただいております。)	ご理解のとおりです。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 249	事業契約書(案)	4	第7条	第1項			保険証券が発行されるまでには一定の日数が必要となりますので、2行目の「直ちに」は削除していただけませんか。第71条第4項においても同様です。	原案のとおりとします。
質問 250	事業契約書(案)	4	第7条	第2項			サービス対価総額のうち施設整備費相当額とは消費税及び地方消費税は含まれますでしょうか。	含みます。
質問 251	事業契約書(案)	5	第7条	第4項			2行目の「サービス対価のうち施設整備費相当額」とは、「施設整備に係るサービス対価」(事業契約書の他の箇所でも複数回使用されています)と同じ内容を指す用語でしょうか。同じであれば、どちらかに統一していただけませんか。	「施設整備に係るサービス対価」に統一します。
質問 252	事業契約書(案)	5	第7条	第5項			2行目と3行目にある「受注者等」の「等」とは何を指しますでしょうか。建設を請け負う企業を含める意味合いでしょうか。	SPCの構成員を想定しています。
質問 253	事業契約書(案)	5	第7条	第6項			「整備期間満了後」は定義されておらず、他の箇所では使用されていません。完成日か引渡日かのどちらかを指すものと推察しますが、明確にしてくださいませんか。	「整備期間満了後」を「引渡日以後」に修正します。
質問 254	事業契約書(案)	5	第7条	第7項			「前項の規定にかかわらず、受注者は、」とございますが、受注者ではなく発注者となるのではないのでしょうか。	「受注者」を「発注者」に修正します。
質問 255	事業契約書(案)	5	第9条	第2項			本項で求められる文書提出や報告を行えば、第8条(1)に該当する行為に対して貴市の承諾をいただけたと考えてよろしいでしょうか。	そのように想定していますが、あらゆるケースにおいて承認する意思ではありません。
質問 256	事業契約書(案)	6	第11条	第1項			「事業用地を平成 年 月 日までに・・・」とありますが、ここに入る日程は、原則、工事開始日が入るものと理解して宜しいでしょうか。	落札者と協議のうえ、適切な期日を設定します。
質問 257	事業契約書(案)	6	第12条	第4項			例えば、入札書類及び事業用地の現場確認の機会をもとに提案した構造検討について、本条本項にあたり変更を要する場合には、変更を要する追加的費用については貴市にご負担頂けると理解して宜しいでしょうか。ご教示の程、宜しくお願い申し上げます。	市とSPCの協議の結果、当該費用の発生が客観的かつ合理的に推測できないと認められるのであれば、合理的な範囲で市が負担します。
質問 258	事業契約書(案)	6	第12条	第4項			実施方針のリスク分担表、ならびに事業契約11条5項において、「市が把握し、事前に公表した地下埋設物の処理に関するもの」以外の土地の瑕疵は市負担となっておりますが、本条文においては「合理的な範囲において発注者がこれを負担するものとする」とされております。合理的な範囲とした理由をご教示下さい。	様々な可能性があるなかで不合理な費用の負担を防ぐためです。なお、合理的な範囲については、具体の事案が発生した段階で、市とSPCが協議し、市が決定します。
質問 259	事業契約書(案)	6	第13条	第1項			本条項に基づき要求水準書の内容が変更となり、それに伴い受注者に増加費用または損害が発生した場合には、発注者が必要な費用を負担することになるのでしょうか。	具体の事案が発生した段階で市とSPCで協議し、市が合理的な範囲で負担します。
質問 260	事業契約書(案)	6	第13条	第1項		(1)	「一致しないこと」とは、何と一致しないことを指すのでしょうか。	入札説明書とこれに関する質問・意見に対する回答の内容及び、要求水準書とこれに関する質問・意見に対する回答の内容の不一致を指します。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 261	事業契約書(案)	7	第14条	第3項			本項の増加費用については、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲の解釈については、具体的な事案が発生した段階で、市とSPCが協議の上、市が決定します。
質問 262	事業契約書(案)	7	第14条				例えばクラス数の将来的な変更は、「要求水準書の変更」の項目に含まれると考えて宜しいでしょうか。	変更となった原因や規模によります。
質問 263	事業契約書(案)	10	第21条	第1,3,4項			第1項及び第3項の「構成員等」と第4項の「構成企業等」との間に内容の相違があればご教示ください。なお「構成員等」については第18条にて定義されていますが、「構成企業等」については特段定義されていないものと思われます。可能であれば、用語の統一をお願いできればと存じます。	第1項については「構成員等以外」を「構成員以外」に修正し、第3項については「構成員等その他の第三者」を「構成員およびそれ以外の第三者」に修正し、第4項については「構成企業等」を「構成員」に修正します。
質問 264	事業契約書(案)	10	第21条	第1項			1行目の「構成員等」は、第18条第1項で定義された「構成員等」と同じ企業を指すのでしょうか。そうである場合、第18条第1項(1)(2)には設計企業だけでなく、建設企業も記載されることになりませんか。	質問NO.263の回答をご参照ください。 なお、第18条第1項については、「次に掲げる者(以下「構成員等」という。)」を「構成員」に修正し、「(1) 株式会社(2) 株式会社」を削除します。
質問 265	事業契約書(案)	10	第21条	第4項			1行目の「構成企業等」は定義されていませんが、具体的には何を指しますでしょうか。「構成員」と「構成企業」との違いは何でしょうか。「等」には何を含まずでしょうか。	質問NO.263の回答をご参照ください。
質問 266	事業契約書(案)	10	第22条	第3項			「工事期間」とは、第1条(6)で定義された「建設期間」と同じ期間を指すのでしょうか。そうであれば、定義された用語に統一していただけませんか。	「工事期間」を「建設期間」に修正します。
質問 267	事業契約書(案)	11	第24条	第3項			本項は、天災等が発生した場合に適用されるのでしょうか。あるいは、天災等の有無にかかわらず適用されるのでしょうか。前者であれば、「天災等が発生した場合において」などの文言を追加していただけませんか。	「発注者が必要があると認めるとき」に適用されます。その中には天災等の発生も含まれると考えます。
質問 268	事業契約書(案)	11	第24条	第5項			本件増加費用には合理的な範囲の金融費用の増加分も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	質問NO.261の回答をご参照ください。
質問 269	事業契約書(案)	12	第25条	第1項			「事業用地が不要となった場合」には本事業は継続されず本契約は解除されるものと理解しておりますが、その根拠としては、事業用地が不要になった原因に応じて、第61条から第63条のいずれかが適用されると考えればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 270	事業契約書(案)	12	第26条	第1項			本条項本文は、第27条第1項の内容と重複しております。文中「引渡予定日」ではなく「設計着手予定日又は工事着手予定日」ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。第26条第1項中の「引渡予定日」を「設計着手予定日又は工事着手予定日」に修正します。
質問 271	事業契約書(案)	12	第27条	第5項			引渡予定日の変更により金融費用が増加する場合についても、本件サービス対価変更の中に含まれるとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりですが、あくまでも合理的な範囲に限ります。なお、合理的な範囲の解釈については、具体的な事案が発生した段階で、市とSPCが協議の上、市が決定します。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問	272 事業契約書(案)	12	第27条	第5項			発注者が負担する必要な費用には金融費用の増加分も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	質問NO.271の回答をご参照ください。
質問	273 事業契約書(案)	13	第29条	第3項			入札説明書等で要求されておらず、提案書でもお約束していない行為を、臨機の措置として事業者が自発的に行った場合には、その費用は本項に従い貴市にご負担いただける、という理解でよろしいでしょうか。	「通常の管理行為を超えるものとして受注者がサービス対価の範囲において負担することが適当でない」と認められる部分については市が負担します。
質問	274 事業契約書(案)	13	第31条	第1項			「不可抗力」については、本条項と第1条(21)の双方で定義されています。定義内容に相違も見られることから、どちらかに統一していただけませんか。	不可抗力の定義は第1条(21)に統一します。なお第31条第1項については、「天災等(要求水準書で水準を定めたものにあつては、当該水準を超えるものに限る。)で発注者及び受注者双方の責に帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)」を「不可抗力」に修正します。
質問	275 事業契約書(案)	13	第31条	第1項			本項で定義される「不可抗力」と第24条で定義される「天災等」の違いは何でしょうか。発注者及び受注者双方の責に帰すことのできない点は両者に共通しているものとお見受けしますが、相違がわかるような具体例を挙げていただけませんか。	第24条第1項については、「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)」を「不可抗力」に修正します。
質問	276 事業契約書(案)	13	第31条	第1項			「不可抗力」が本条で定義されていますが、第1条(21)でも定義されていて、文面が少し異なります。同じ内容を指し示すのでしょうか。そうであれば、本条であらためて定義する必要はないものと思われませんかでしょうか。	質問NO.275の回答をご参照ください。
質問	277 事業契約書(案)	14	第31条	第4項			「施設整備に係るサービス対価」とは、「別紙9 1(1)」の「施設整備費」に相当する対価との理解でよろしいでしょうか。その場合、開業準備業務に係るサービス対価も含まれることとなりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。以下他条項でも「施設整備に係るサービス対価」との用語が用いられておりますが、別紙9の「施設整備費」「施設整備業務及び開業準備業務のサービス対価」といった文言との区別が判然といたしませんので、整理したかたちでお示しいただけないでしょうか。	「施設整備に係るサービス対価」、「施設整備費」、「施設整備業務及び開業準備業務のサービス対価」は同義ですので、「施設整備に係るサービス対価」に修正します。あわせて関連する文言等の修正を行います。
質問	278 事業契約書(案)	14	第31条	第4項			4行目の「資金調達に伴う利息相当額」とは、事業者が提案した割賦料に含まれる金利部分のことを指す、という理解でよろしいでしょうか。第58条第1項、第61条第2項(1)及び第70条第4項についても同様にご確認ください。	ご理解のとおりです。
質問	279 事業契約書(案)	14	第31条	第4項			事業者が負担する額は施設整備に係るサービス対価の100分の1までとし、これ(100分の1)を超える額は発注者が負担するという理解で宜しいでしょうか。確認させて下さい。	ご理解のとおりです。
質問	280 事業契約書(案)	14	第31条	第4項			消費税等を含まない維持管理・運営に係るサービス対価の100分の1の額と想定して宜しいでしょうか。	消費税等を含みます。
質問	281 事業契約書(案)	14	第31条	第5項		(1)	「残存価値」とはどのような価値を指しますでしょうか。損害を受けた工事目的物が有する損害後の時価、のような理解でよろしいでしょうか。具体的な算出方法を貴市で想定されていたら、お示しいただけますでしょうか。次の(2)についても同様です。	ご理解のとおりです。現時点では具体的な算出方法は想定していません。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

	No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問	282	事業契約書(案)	14	第31条	第5項		(3)	1行目の「妥当と認められるもの」とは、何が妥当と認められるのでしょうか。	具体の事案が発生した段階で、市とSPCが協議し、市が決定します。
質問	283	事業契約書(案)	15	第34条	第1項			本施設の引渡しにあたり、「別紙6に規定される目的物引渡書並びに別紙7に規定される書類を発注者に提出」となっておりますが、引渡受領書など事業者から貴市が本施設を受領した事実を確認出来る書面を事業者に対して提出頂けないでしょうか。	目的物引渡書(別紙6)により書面で相互に確認する予定です。
質問	284	事業契約書(案)	15	第34条	第2項			所有権移転との関連でお尋ねしますが、本施設の不動産登記は貴市が行ない、登記に要する費用及び不動産取得税は貴市にご負担いただくという理解でよろしいでしょうか。	質問NO.44の回答をご参照ください。
質問	285	事業契約書(案)	15	第34条	第2項			貴市が本施設の所有権を取得することに伴う費用(が発生する場合)については貴市にご負担頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	発生はしないと想定しています。
質問	286	事業契約書(案)	15	第35条	第1項			「瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。」とありますが、その瑕疵の重要性、並びにその修補費用の過分度合いについては、貴市及び事業者双方の合理的な判断に基づくものと理解して宜しいでしょうか。	概ねご理解のとおりですが、具体の事案が発生した段階で、市とSPCが協議し、市が決定します。
質問	287	事業契約書(案)	16	第36条	第2項			食材調達は、開業準備段階においては事業者が、運営段階においては貴市が行なう、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	288	事業契約書(案)	18	第44条	第6項			3行目の「事業者」は「受注者」が適正かと存じますが、ご確認いただけますでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
質問	289	事業契約書(案)	18	第44条	第6項			貴市に帰責事由がある場合にも事業者が損害を補償するのは不都合と考えますので、4行目の「発注者の帰責事由の存否を問わず」の箇所は、「発注者に帰責事由がある場合を除き」としていただけませんか。	原案のとおりとします。
質問	290	事業契約書(案)	20	第45条	第3項			「過誤、配送の誤り」の前に「受注者による」と追記していただけませんか。	追記します。
質問	291	事業契約書(案)	20	第47条	第3項			事業者が負担する額は施設整備に係るサービス対価の100分の1までとし、これ(100分の1)を超える額は発注者が負担するという理解で宜しいでしょうか。確認させて下さい。	ご理解のとおりです。
質問	292	事業契約書(案)	20	第47条	第3項			消費税等を含まない維持管理・運営に係るサービス対価の100分の1の額と想定して宜しいでしょうか。	消費税を含みます。
質問	293	事業契約書(案)	20	第48条	第1項			第三者への損害賠償の請求は、貴市にて行なうこととしていただけませんか。実施方針別紙-1リスク分担表No.64では、市の帰責事由による施設等の損傷は市の負担となっており、注釈(1)では「市には、見学者等、選定事業者と関連のない施設利用者を含む」とされていることをご考慮いただきたく存じます。第2項以下もこの趣旨に沿って適宜修正いただきたく存じます。	原案のとおりとします。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 294	事業契約書(案)	21	第48条	第5項			本条が適用される場合の費用は全額貴市の負担としていただけませんか。実施方針別紙-1リスク分担表No.64では、市の帰責事由による施設等の損傷は市の負担となっており、注釈(1)では「市には、見学者等、選定事業者と関連のない施設利用者を含む」とされていることをご考慮いただきたく存じます。	原案のとおりとします。
質問 295	事業契約書(案)	21	第49条				実施方針別紙-1リスク分担表No.64では、市の帰責事由による施設等の損傷は市の負担となっており、注釈(1)では「市には、見学者等、選定事業者と関連のない施設利用者を含む」とされています。この趣旨を本条に反映するため、1行目の「又は第三者の責に帰すべき事由」と、3行目の「又は前条第5項」は削除していただけませんか。	原案のとおりとします。
質問 296	事業契約書(案)	22	第51条	第1項			本件増加費用には合理的な範囲の金融費用の増加分も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な範囲の解釈については、具体的な事案が発生した段階で、市とSPCが協議の上、市が決定します。
質問 297	事業契約書(案)	22	第51条	第1項		(1)	「特別に影響を及ぼす」の「特別に」とはどのようなことでしょうか。「特別に」の範囲が明確でないのであれば、「直接的かつ特別に影響を及ぼす」の箇所は、「直接的に影響を及ぼす」としていただけませんか。	「特別に」については、現時点で想定しているものではありません。原案のとおりとします。
質問 298	事業契約書(案)	22	第51条	第1項		(3)	法令変更等による増加費用の負担を発注者に請求できるとされる項目のうち、『消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更による増加費用(ただし、施設整備費にかかるものは除く。)]とありますが、引渡し迄の税率及び課税対象の変更のリスクは受注者にとって過大であり、そのリスクを担保すると資金調達上の追加コストが生じます。発注者負担として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
質問 299	事業契約書(案)	22	第54条	第2項			2行目からの括弧書き内に、第50条第1項の通知を行った場合も追記していただけませんか。	第54条第2項と第50条第1項の規定に基づく手続きは、その性質上別々に行うこととしたいので、原案のとおりとします。
質問 300	事業契約書(案)	23	第57条	第1,2項			本条項に基づき施設整備に係るサービス対価を増額変更することとなった場合、金融費用(割賦金利)もそれに伴い増額されることになるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、減額変更の場合は金融費用もそれに伴い減額となります。
質問 301	事業契約書(案)	23	第57条	第1項			2行目の「著しい変動」とは、どの程度の変動のことを指しますでしょうか。貴市で想定している数値基準などがありましたらお示しください。	予め基準を設定することは困難であることから、現時点では数値等は定めていません。
質問 302	事業契約書(案)	23	第57条	第1項			本項の「著しい変動」と、第2項の「急激なインフレーション又はデフレーション」とはどのように区別されるのでしょうか。	現時点では明確な区分は想定していません。具体的な事案が発生した段階で、市とSPCが協議し、市が決定します。
質問 303	事業契約書(案)	23	第57条	第1項			第1項でも第2項でも、「施設整備に係るサービス対価の変更を請求することができる」点は共通していますので、両項を区別して規定しなくてもよいのではないのでしょうか。(どちらが適用されても結果は同じではないのでしょうか)	質問NO.302の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 304	事業契約書(案)	23	第57条	第2項			「施設整備に係るサービス対価」とは、「別紙9 1(1)」「(P42)の「施設整備費」に相当する対価を意味するものなのでしょうか。それとも「割賦料」のうちの施設整備業務に係るサービス対価(開業準備業務に係るサービス対価を含まない)に相当する対価のことを指すのでしょうか。前者とした場合、一時支払金も物価変動によるサービス対価変更の対象となるものと思われそうですが、変更となる金額は、一時支払金と割賦料それぞれにどのように配分されることになるのでしょうか。また、後者とした場合には、物価変動による影響額がフルにサービス対価に反映されなくなる恐れがあるものと考えますが、いかがでしょうか。	「施設整備に係るサービス対価」は「施設整備費」と同義です。なお施設整備に係るサービス対価のうち一時支払い金は固定ですので、変動分は割賦料で対応することを想定しています。
質問 305	事業契約書(案)	23	第57条	第3項			物価変動時の増加費用を軽減するために事業者が取り得る措置はほとんどありません。精神規定としての理解はできますが、努力義務を課せられていますので、増加費用発生時に努力義務違反を問われるのは不都合と考えます。本項は削除していただけないでしょうか。	物価変動の影響を軽減する努力を事業者に求めたいと考えているため、原案のとおりとします。
質問 306	事業契約書(案)	23	第58条	第1項			本項では「施設整備に係る資金調達にともなう利息相当額のサービス対価」となっていますが、「別紙9 1(1)」にて示されている割賦料には開業準備業務に係るサービス対価も含まれることとなっております。したがって「開業準備に係る資金調達にともなう利息相当額のサービス対価」も、本件変更の対象に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 307	事業契約書(案)	23	第58条	第1項			1行目からの「引渡し予定日の2金融機関営業日前」は必ず金融機関の営業日となりますので、これに続く「金融機関の営業日でない場合にはその前営業日」の記載は不要ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。「金融機関の営業日でない場合にはその前営業日」を削除します。
質問 308	事業契約書(案)	23	第58条	第1項			3行目の「施設整備に係る・・・」の前に、「別紙9に定めるところにより」を追記し、「施設整備に係る」の箇所を「施設整備及び開業準備業務に係る」に修正していただけないでしょうか。サービス対価変更方法を明確にする目的です。	原案のとおりとします。
質問 309	事業契約書(案)	23	第58条	第1項			第27条に基づき引渡予定日を変更した場合、基準金利決定日も、変更後の引渡予定日の2金融機関営業日前に変更されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 310	事業契約書(案)	24	第59条	第1項			第56条に基づくサービス対価の変更は、別紙9で決められた算式で計算されるもので、協議して定めるものではないと理解しています。この理解が正しければ、1行目の「第56条から」は削除していただけないでしょうか。	第56条に基づくサービス対価の変更は、別紙9にて定めた計算式によりありますが、変更の際に市・SPCが協議して定めることとしております。このため、原案のとおりとします。
質問 311	事業契約書(案)	24	第60条	第1項			第58条によるサービス対価の変更部分は、外部金融機関からの借入を返済する原資となる部分ですので、要求水準を変更することではカバーできないものと考えます。列挙されている条項から第58条を除外していただけないでしょうか。次の第2項においても同じです。	事由の一つとして考えられるので、原案のとおりとします。
質問 312	事業契約書(案)	24	第60条	第3項			本条に定める要求水準の変更が、事業者に不利益なものとならないよう、60日以内に協議が整わない場合でも事業者側に異議申し立ての機会をいただけないでしょうか。又は、「ただし、・・・」以下を削除していただけないでしょうか。	継続的な給食サービスの提供という本事業の目的に鑑み、協議の期限を設けたものであることから、原案のとおりとします。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問	313 事業契約書(案)	25	第61条	第2項		(1)	「施設整備に係るサービス対価」とは、「別紙9 1(1)」の「施設整備費」に相当する対価を意味するもののでしょうか。その場合、開業準備業務に係るサービス対価も含まれることになるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	314 事業契約書(案)	25	第61条	第2,3項			・第2項第2号において、完成確認書の交付後に契約解除した場合、解除した事業年度1年分の維持管理・運営に係るサービス対価の10分の2に相当する額の違約金の納付を求めています。 ・第3項においては、「前項の場合において、第7条の規定により契約保証金若しくはこれに代わる担保又は履行保証保険契約の締結が行われているときは、契約保証金若しくは担保又は履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当する」とされています。 ・契約の保証を求めるのは施設整備期間中のみである場合、第2項第2号に規定する違約金は、第3項による契約の保証による充当をしないとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	315 事業契約書(案)	25	第61条	第2項			(1)(2)において、第34条第5項とございますが、第33条第5項の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
質問	316 事業契約書(案)	25	第61条	第2項		(1)	施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価とは市(発注者)が事業者(受注者)に支払う割賦利息という趣旨でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	317 事業契約書(案)	25	第61条	第2項		(2)	違約金の算定基礎となる維持管理・運営費について、解除された事業年度において業務履行していない期間の維持管理・運営費は、入札額算定に用いる提供食数に基づく計画上の金額とすると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	318 事業契約書(案)	25	第61条	第2項		(2)	違約金を維持管理・運営に係るサービス対価の10分の2とするのは事業者には過大な負担になると考えます。ご再考頂けますでしょうか。	違約金を事業年度1年分のサービス対価に相当する額に限定するなどの配慮をしておりますので、原案といたします。
質問	319 事業契約書(案)	25	第61条	第2項		(2)	違約金が事業年度1年分のサービス対価に相当する額の10分の2となっておりますが、このリスクをカバーする履行保証保険が通常、年度更新となり、資金調達上の有効な担保となりません。その結果、対象金額を現金担保でカバーする必要性が生じ、過大な負担となります。10分の1にして頂けないでしょうか。	質問NO.318の回答をご参照ください。
質問	320 事業契約書(案)	26	第62条	第2項			「合理的な範囲の賠償」には、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、具体的な事案が発生した段階で、市とSPCが協議し、市が決定します。
質問	321 事業契約書(案)	26	第64条	第3項			出来形部分には、設計費、工事監理費、会社経費等、出来形を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、具体的な事案が発生した段階で、市とSPCが協議し、市が決定します。
質問	322 事業契約書(案)	26	第64条	第3項			発注者が支払う引渡しを受けた出来形部分は、設計図書を提出し発注者に確認を受けた設計費相当額が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	質問NO.321の回答をご参照ください。
質問	323 事業契約書(案)	27	第66条	第2項		(2)	第三者の責に帰すべき事由により生じた損害は、全額を貴市のご負担としていただけませんか。実施方針別紙-1リスク分担表No.64では、市の帰責事由による施設等の損傷は市の負担となっており、注釈(1)では「市には、見学者等、選定事業者と関連のない施設利用者を含む」とされていることをご考慮いただきたく存じます。	PFI標準契約書1を準用した規定であり、原案のとおりとします。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 324	事業契約書(案)	27	第66条	第2項		(3)	「前二項に掲げるもの」だけでなく、第61条第5項により解除された場合にも、受託者の負担ではないこととしていただけませんか。	不可抗力あるいは第三者に起因する事由以外の理由において、修補の必要性が生じている状態は、要求水準が未達の状態であると考えられることから、SPCの負担により修補されるべきであるため、原案のとおりとします。
質問 325	事業契約書(案)	27	第66条	第4項			1行目の「施設整備に係るサービス対価」には、開業準備に係るサービス対価も含まれるという理解でよろしいでしょうか。次の第5項においても同様にご確認ください。	第4項、第5項ともにご理解のとおりです。
質問 326	事業契約書(案)	27	第66条	第5項			維持管理・運営業務において各種修繕・更新業務が含まれています。当該修繕・更新業務の実施相当額は年度によって増減がありますが、一方で、受注者は貴市より毎年同額の修繕・更新業務相当額を受け取ります。そのため事業契約解除時に、受注者が貴市より受け取った修繕・更新業務相当額の累計が、受注者が実施した修繕・更新業務相当額の累計より多い場合もあります。その場合には、当該超過額は、貴市へ返還する必要があるのでしょうか。逆に、実施相当額累計が、受け取った修繕・更新業務相当額累計より多い場合は、当該超過額は貴市が受注者へ支払うのでしょうか。	事業期間を通しての修繕・更新業務に係るサービスを平準化して支払っており、実施の修繕・更新の実施年度とは分離して考えています。このため、市からSPCに返還を求めることは想定していません。また、SPCから市への支払い要求も認めません。
質問 327	事業契約書(案)	28	第69条				発注者が負担・賠償する増加費用・損害には、弁護士費用、スワップレークコスト、ブレイクファンディングコストなども含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、具体的な事案が発生した段階で、市とSPCが協議し、市が決定します。
質問 328	事業契約書(案)	28	第70条	第1項			遅延利息の利率(年3.1%)については、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」を採用していると思われませんが、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」が変更された場合、本件遅延利息の利率も変更となるのでしょうか。	利率は、市財務規則に則したものです。なお、契約締結後において、契約に規定した数値については、特別の定めのある場合を除き自動的に変更になることはありません。
質問 329	事業契約書(案)	28	第70条	第2項		(2)	同条前項が変更となる場合、本項の延納利息も同条前項の遅延利息の利率と同率に変更となるのでしょうか。	質問NO.328の回答をご参照ください。
質問 330	事業契約書(案)	29	第72条	第2項			関係者協議会について、必要な事項は別に定めるとありますが、具体的に想定されている内容をご教示頂けますでしょうか。	現時点においては、具体的に定めたものではありません。落札者との事業契約締結に向けた協議の過程で取り決めたいと考えています。
質問 331	事業契約書(案)	29	第73条	第2項			受注者が作成する事業計画及び資金計画は、具体的にどのような内容のものを想定されているか、ご教示ください。	現時点においては、具体的に定めたものではありません。落札者との事業契約締結に向けた協議の過程で取り決めたいと考えています。
質問 332	事業契約書(案)	30	第73条	第3項			「会計監査人を置き、～会計監査人による監査を受けた計算書類及び年度事業報告を発注者に提出しなければならない」とありますが、公認会計士の監査済財務書類を提出することも可能でしょうか。	原案のとおりとします。
質問 333	事業契約書(案)	32	第78条				「ただし、・・・」以下で新たな公租公課の負担は協議による定めがありますが、実施方針別紙-1リスク分担表No.7では、法人税等収益関係税以外の税制度の新設・変更等は貴市のご負担となっていますので、本条においても協議ではなく貴市にご負担いただくこととしていただけませんか。	内容等を双方にて確認する必要がありますので、原案のとおりとします。

No	資料名	頁	第 1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回 答
質問	334 事業契約書(案)	42	別紙9	1		(1)	「施設整備に係るサービスの対価」には、SPC設立・登記費用、契約書作成・締結費用、法務費用、金融費用、事務費など、新規事業の立ち上げに通常必要となる費用が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	335 事業契約書(案)	43	別紙9	2		(1)	一時支払い金が支払われる予定時期が「平成 年 月 日まで」となっていますが、この日付は平成25年12月31日ということではよろしいでしょうか。	入札説明書に記載した時期を想定していますが、事業契約締結時に確定する予定です。
質問	336 事業契約書(案)	43	別紙9	2		(1)	一時支払い金の支払い期限は、入札説明書25ページより平成25年12月末日と理解して宜しいでしょうか。	質問 335の回答をご参照ください。
質問	337 事業契約書(案)	43	別紙9	2		(1)	外部金融機関からの借入返済の期日に影響しますので、割賦料をお支払いいただく時期は、「 後 日以内」ではなく日付を決めていただけませんかでしょうか。例えば、各四半期の翌月末という決め方ではいかがでしょうか(事業者側の請求手続きが済んでいる前提です)。	原案のとおりとします。
質問	338 事業契約書(案)	43	別紙9	2		(1)	「・・・所有権を移転した後、請求書を発注者に対して提出するものとし、発注者は平成 年 月 日までに支払う・・・」とありますが、通常、請求書発行から30日以内等でお支払い頂くものと理解しておりますが、そのような理解で宜しいでしょうか。	への質問と解して回答します。 本項は「一時支払い金」について規定しており、補助金・起債などの資金調達の関係から、請求後30日以内という期日設定をせず、支払い期限日のみ設定しています。なお、割賦料の支払いについては、 に記載してあるように、請求書受領後30日以内にお支払いします。
質問	339 事業契約書(案)	43	別紙9	2		(1)	「発注者から受注者へのモニタリング結果通知後、業務報告書の提出を受け」と記載されておりますが、別紙10四半期モニタリング規定では、発注者のモニタリングは業務報告書に基づき行う旨記載されております。別紙10の規定が正と考えてよろしいでしょうか。	への質問と解して回答します。 別紙10の記載と統一を図り、 の該当部分を以下のように修正します。 「発注者は、受注者が作成したモニタリングの結果を記載した業務報告書の受領後10日以内に業務の履行を確認し、その結果を受注者に通知するものとする。」
質問	340 事業契約書(案)	43	別紙9	2		(2)	冒頭の「更食数」は「変更給食数」が適正かと存じますのでご確認いただけますでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
質問	341 事業契約書(案)	43	別紙9	2		(2)	冒頭「変更食数」の間違いでしょうか。	質問No.340の回答をご参照ください。
質問	342 事業契約書(案)	44	別紙9	3		(2)	(サービス対価)委託料の改定は年1回とありますが、物価指数の変動に伴い、委託料変更を請求する場合、時期についての定めはございますでしょうか。	運用の具体的な方法等について、落札者との事業契約締結に向けた協議の過程で取り決めたいと考えています。
質問	343 事業契約書(案)	44	別紙9	3		(2)	実施方針別紙-1リスク分担表No.60及び61では、エネルギー料金や燃料費の大幅な変更のリスクは貴市が主分担で事業者は従分担となっております。この趣旨を踏まえ、委託料に含まれる光熱水費については、一律に消費者物価指数に連動させるのではなく、大幅な変動の際には貴市に主要部分を負担していただくような改定方法としていただけませんかでしょうか。	エネルギー料金や燃料費の大幅な変動は、消費者物価指数に反映されると考えられることから、原案のとおりとします。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第 1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回 答
質問 344	事業契約書(案)	44	別紙9	3		(2)	消費者物価指数に基づき委託料の改定が行われるとの事ですが、消費者物価指数の基準が改定され現行の基準と比較が出来ない状況となった場合は、市と事業者間で事業契約80条(定めのない事項)の協議を行い改定額を決定するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 345	事業契約書(案)	45	別紙10	1		(4)	表の中の「減額措置」の欄に「施設整備に係るサービス対価の減額は行わない。」との記載がありますが、開業準備業務に係るサービス対価も減額されないものと理解しております。これが正しければ、「施設整備及び開業準備業務に係るサービス対価の減額は行わない。」との表記に修正してただけませんかでしょうか。	質問NO.277をご参照ください。
質問 346	事業契約書(案)	48	別紙10	2		(3)	随時モニタリングを行う基準はどのような場合を想定していますか。	どのような場合に随時モニタリングを行うのかは現時点で具体的に想定はしてませんが、クレーム等が市に寄せられた時などが考えられます。
質問 347	事業契約書(案)	48	別紙10	2		(4)	「必要に応じて改修又は更新を行う」とは、要求水準書61ページの13)(1)に記載された市の検査に対応することを意味するという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P61に記載する業務終了時の検査への対応という消極的なものではなく、事業期間中の適切な修繕又は更新などの対応により、事業期間終了時に主要な構造・設備・機器などに大きな損傷がなく、基本的な性能を満たしていることを求めるものです。かつ、事業期間終了後に市が行う大規模修繕までその状態を維持しうることを期待するものです。通常の使用による経年の軽度の汚損や性能劣化は許容されます。なお、大規模修繕については、事業期間中に行わないですむような予防保全、計画修繕として提案してください。仮に事業期間中に大規模修繕が必要となった場合は、SPCの責任において実施して頂きます。事業期間中に必要となる調理設備等の更新も業務に含まれます。
質問 348	事業契約書(案)	49	別紙10	2		(4)	ここで支払いが留保される施設整備費の支払いとは、最終回の割賦料支払いが相当するとの理解でよろしいでしょうか。また「等」となっているのは、最終回の委託料も含まれるとのことなのでしょうか。	施設整備費のみを想定しています。このため「等」を削除します。
質問 349	事業契約書(案)	49	別紙10	2		(4)	プロジェクトファイナンスによる資金調達に支障を及ぼしますので、「支払未了の施設整備費等の支払を留保することができる。」の部分は削除していただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
質問 350	事業契約書(案)	49	別紙10	2		(4)	運営維持管理のモニタリングに確定債権である施設整備費等の支払をひも付けし「支払未了の施設整備費等の支払を留保」しますと、すでに適切に業務が完了したはずの施設整備費等が支払われない不合理が発生する事により、施設整備費等の支払リスクが金融機関のスプレッドに付加される事で最終的に貴市の財政負担が増加する事や金融機関によっては融資に難色を示す事で資金調達の多様性が損なわれる事が想定されます。留保について再検討願いますでしょうか。	ここでは終了時モニタリングと、モニタリングの結果、本施設の機能が要求水準未達成の場合の措置を記述したものです。

No	資料名	頁	第 1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回 答
質問 351	事業契約書(案)	50	別紙10	3		(4)	改善に要した費用は、発注者が受注者のいずれかの帰責事由による場合は帰責者の負担とし、不可抗力や法令変更の場合はそれぞれ事業契約の相当する条項に従い、その他の場合には協議することとしていただけませんかでしょうか。現行の条文では、不可抗力や法令変更の場合も全て事業者が負担することとなり、過大な負担となっていることをご理解いただきたく存じます。	ここでは要求水準をSPCが未達成の場合についての対応を記していますので、原案のとおりとします。
質問 352	事業契約書(案)	50	別紙10	5			レベル3中の「受注者の責に帰すべき事由により、給食を一部提供できなかった場合」と、レベル4の「受注者の責めに帰すべき事由により、給食を提供できなかった場合」とは、どのように区別するのでしょうか。提供できない範囲が、前者は「一部」で、後者は「全部」という区別でしょうか。	レベル3の要件を以下のように修正します。 「受注者の責めに帰すべき事由により、指定時間内に給食を提供できなかった場合」 「受注者の責めに帰すべき事由により、給食を一部提供できなかった場合(献立の一部欠品・数量不足等)」 従って、レベル3は給食を提供することができた場合、レベル4は給食を提供できなかった場合の区分とします。
質問 353	事業契約書(案)	51	別紙10	6		(3)	例えば、影響を受けた児童生徒等の割合が10%未満の事態が生じた場合には、「一部の児童生徒等に給食を提供できなかった場合」に該当するものとしてレベル3になるかと存じますが、同様の事態がレベル4に該当することもあるのでしょうか。それはどのような場合でしょうか。	質問NO.352の回答をご参照ください。
質問 354	事業契約書(案)	52	別紙10	7		(2)	<算式2>では、変動料金が100分の20減額されることに加え、算式1で減額された変動料金が加算されるので、変動料金について二重に減額されています。どちらか一方にしていただけませんかでしょうか。	規定の食数を提供できなかった部分の減額と、ペナルティによる減額は別と考えるため原案のとおりとします。
質問 355	事業契約書(案)	53	別紙11	1		(1)	買い受ける金額に設計にかかる費用及び出来形にみあう工事監理費を含めて頂けないでしょうか。	含むことを想定していますが、金額等については、具体の事案が発生した段階で、市とSPCで協議し決定します。
質問 356	事業契約書(案)	53	別紙11	1		(1)	完成前においては、出来形部分内の備品は新品未使用ですので、時価相当額とは事業者の仕入れ価格と同等との理解でよろしいでしょうか。	具体の事案が発生した段階で、市とSPCで協議し決定します。
質問 357	事業契約書(案)	53	別紙11	1		(1)	「出来形部分」に資金調達に要した金融費用も含まれることを確認させて下さい。	含むことを想定していますが、金額等については、具体の事案が発生した段階で、市とSPCで協議し決定します。
質問 358	事業契約書(案)	53	別紙11	1		(2)	3行目の「第5項」の部分は「第4項」が適正かと存じますが、ご確認いただけますでしょうか。	「第5項」を「(4)」に修正します。
質問 359	事業契約書(案)	53	別紙11	1		(5)	本項の内容は事業契約第65条において「受注者の帰責事由による解除の場合の特例」とされていますので、本項が適用されるのは第65条に該当する場合に限られることとしていただけませんかでしょうか。	(5)を適用する事由は、第65条に該当する事由に限定します。このため(5)を以下のように修正します。 「上記(1)の規定に拘らず、第65条に該当する場合、発注者は、受注者に対し、受注者の費用において事業用地を原状回復するよう請求できる。」
質問 360	事業契約書(案)	54	別紙11	2		(4)	1行目の「施設整備業務及び開業準備業務の対価」とは、42ページ1(1)の1行目の「施設整備業務及び開業準備業務のサービス対価」と同じものを指す、という理解でよろしいでしょうか。同じであれば、用語を統一していただけませんかでしょうか。	質問NO.277の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
質問 361	事業契約書(案)	54	別紙11	2		(4)	貴市が施設整備業務及び開業準備業務の対価を解除前のスケジュールに従って支払う際、受注者が提案したスプレッドに基準金利を加えた金利が付される、と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 362	事業契約書(案)	54	別紙11	2		(5)	引渡し前においては、備品は新品未使用ですので、時価相当額とは事業者の仕入れ価格と同等との理解でよろしいでしょうか。	質問NO.356の回答をご参照ください。
質問 363	事業契約書(案)	54	別紙11	2		(5)	引渡し後においては、BT0方式により備品の所有権は貴市に移転しますので、貴市が買い取ることはありませんものと存じます。従いまして、本(5)項は完成後・引渡し前の段階でのみ適用される、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問 364	事業契約書(案)	55	別紙12	2		(1)	保険の対象に「開業準備業務」が含まれ、保険期間は「本施設の引渡日の翌日から」となっていますが、引渡日においては開業準備業務は終了しています。開業準備期間中の保険は本(1)項の記載とは別に、事業者が付保することになりますでしょうか。そうであれば、別紙12に「開業準備期間中の保険」として追記していただけないでしょうか。	以下の条項を追加します。 2 開業準備期間中の保険 (1) 第三者賠償責任保険(類似の機能を有する保険、共済等を含む) 保険の対象:開業準備業務に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害 補償限度額:対人:1名当たり1億円、1事故当たり10億円以上 対物:1事故当たり1億円以上 保険期間:建設期間終了日翌日から維持管理・運営期間の開始日の前日まで 被保険者:受注者、下請け業者を含む業務実務者、市 これに伴い、従前の「2」を「3」に変更し、保険の対象から「開業準備業務」を削除します。 また、「1」について、「工事期間中の保険」を「建設期間中の保険」に修正します。
質問 365	事業契約書(案)	55	別紙12	2		(2)	本事業はBT0ですが、火災保険を事業者が付保する理由についてお聞かせ下さい。	火災の原因となると想定される運営業務は事業者が実施しており、より安全・確実に事業を継続して頂くために保険はSPCが付保すべきだと考えます。
質問 366	事業契約書(案)	56	別紙12	2		(2)	火災保険は所有者である貴市が付保されるものかと思料しますので、本(2)項は削除していただけないでしょうか。	質問NO.365の回答をご参照ください。
質問 367	事業契約書(案)	56	別紙12	2		(2)	維持管理・運営期間等における保険の中で、火災保険が第三者賠償責任保険と同じ位置づけで末尾に記載されていますが、第三者賠償責任保険以外は、受注者の提案によるという認識でよろしいでしょうか。入札説明書の23頁には火災保険の記載がないので、上記の理解でよいかご教示ください。	火災保険は必ず付保してください。
質問 368	その他						光熱水費について「給食センター基本計画等策定業務報告書」においてP35の7.5光熱水費の概算事業費は平成19年度の予算執行実績より409,500千円であり、先行案件より設定した金額は600,000千円という表記がされています。また(参考資料-14)2件分の実績は年間25,784千円、15年間で386,760千円です。そこで、先行案件より設定した600,000千円(40,000千円/年)の根拠をお示し下さい。	給食センター基本計画等策定業務を受託したコンサルタントの調査・知見によるものです。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第 1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回 答
質問 369	その他						実施方針に関する質問・意見に対する回答(平成22年11月30日)のNo286には、検食は各1食程度と想定しているとありますが、各1食とは献立毎に1食でしょうか、それとも事業者検食・市の検食を各1食でしょうか。献立毎に各1食の場合、検食は市が行うと理解してよろしいでしょうか。	SPCと市がそれぞれ全ての献立の食品毎に検食を行うことを想定しています。要求水準書P81をご参照ください。
質問 370	その他						実施方針に関する質問・意見に対する回答(平成22年11月30日)のNo294では質問への回答で「ご理解の通りです」とあります。残量を把握するということは、使い掛けを再度使用することがあるという事でしょうか。	使いかけを再利用することは想定していません。
質問 371	その他						実施方針に関する質問・意見に対する回答(平成22年11月30日)のNo315では「～その他ごみも少量です」と回答されていますが、こちらの処理については各学校にて処分して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	SPCが処分することを想定しています。
質問 372	現地見学会						現在、事業用地内北西部の市道315号線拡幅予定地に電柱が設置されておりますが移設は可能と考えてよろしいですか。	電柱設置者(東京電力)との協議によります。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回 答
意見 1	入札説明書	5	第3				第2回の質問に対する回答公表が7/15にですが、回答公表後、入札日まで日数があまりありません。回答公表時期を早めるか、もしくは提案書受付・入札の日程を伸ばす等の配慮を頂けませんか。	質問NO.6の回答をご参照ください。
意見 2	入札説明書	5	第3				入札説明書等に関する質問・意見(第1回)の回答公表日が5月20日となっておりますが、入札参加表明書の受付まであまり日数がないため、入札参加表明に関わる回答については、早めにご回答いただけないでしょうか。	質問NO.6の回答をご参照ください。
意見 3	入札説明書	6	第4	1	1)		SPCから構成員を通じて間接的に業務の受託・請負をし、かつSPCに出資をする企業をその他企業として、参加申請させて頂けないでしょうか。	質問NO.11の回答をご参照ください。
意見 4	入札説明書	12	第4	3	3)	(4)	6月3日までに提出する「参加表明書」に関わる質問回答のみ、5月20日より早く公表を頂けないでしょうか。5月20日の回答が事業者の理解と異なっていた場合、変更・差し替えに伴う公的書類の準備や構成員の調印等に多くの時間を要す為です。	質問NO.6の回答をご参照ください。
意見 5	入札説明書	13	第4	3	6)		参加資格の確認がなされた入札参加者については、HP等で公表いただきたくお願いいたします。	質問NO.38の回答をご参照ください。
意見 6	入札説明書	13	第4	3	9)		前項6)から9)に項目の通番が飛んでいるようです。ご確認願います。	連番となるよう修正します。
意見 7	入札説明書	13	第4	3	9)		金融機関は入札参加者の構成員ではありませんが、融資関心表明書の発出等入札手続きに深く関与するプレーヤーですので、第2回の質問・意見の手続きに際し、金融機関からの質問・意見についても受け付けていただきますようお願いいたします。	質問NO.39の回答をご参照ください。
意見 8	入札説明書	13	第4	3	10)		質問・意見(第2回)に対する回答のタイミングは、提案書等の作成作業に大きな影響を与えることとなりますので、回答の公表については、できるかぎり早い時期に前倒しで(あるいは回答可能なものから段階的に)ご対応いただきたくお願いいたします。	質問NO.6の回答をご参照ください。
意見 9	入札説明書	19	第6	4	1)	(1)	一時支払い金の金額が提案書の金額と異なることとなった場合、SPCは調達金額の変更を余儀なくされ、資金調達コストも変動することになってしまいます。これは、SPCの資金計画を狂わせることとなる一方、金融機関にとっても、融資関心表明提出時からの融資金額の変更は、場合によっては融資取組みそのものを困難としてしまいかねない恐れがあります。ご提示の内容は、入札・提案書提出以降に前提条件が変更となってしまうというものであり、入札参加者及び融資金融機関にとって受け入れがたいものがある点ぜひともご理解いただきたく、一時支払い金の金額は、入札・提案書提出の時点で確定していただきたくお願いいたします。	質問NO.47の回答をご参照ください。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第 1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回 答
意見 10	入札説明書	19	第6	4	1)	(1)	補助金の交付金額については入札参加者がコントロールできるものではありませんので、当該交付金額の変動リスクを入札参加者が負担することは『リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを負担する』(入札説明書P22)との考え方にはそぐわないことになるものと思料いたします。リスクの適正な配分という観点からも、実際の補助金交付額に拘わらず、入札・提案書提出時点で一時支払い金の金額を確定していただきたくお願いいたします。	質問NO.47の回答をご参照ください。
意見 11	入札説明書	19	第6	4	1)	(1)	一時支払い金の金額が入札・提案書提出の時点でどうしても確定できないのであれば、最終的に確定した金額によってSPCの資金調達コストが当初計画よりも増加した場合、当該増額分を勘案し契約金額を変更する等の柔軟なご対応をいただきたくお願いいたします。	質問NO.47の回答をご参照ください。
意見 12	入札説明書	20	第6	4	1)	(2)	入札提案上の基準金利については、入札の公正性を確保するため公表してください。	質問NO.61の回答をご参照ください。
意見 13	入札説明書	20	第6	4	1)	(2)	実施方針別紙1のリスク分担表では、消費税率の変更リスクは貴市が負担し、選定事業者は負担しないとされています。施設引渡しの後の施設整備費業務及び開業準備業務相当額に係る消費税率の変更に伴い、貴市が支払う消費税額も変更してください。	事業のスキームとしてご理解頂きたい。
意見 14	入札説明書	28	第8	1	1)	(7)	議会の議決が得られず事業契約の効力が発生しなかった場合は、市及びSPC各自の負担となっておりますが、事業者の責めに帰すべき事由が無い場合、市にて負担しては頂けないでしょうか。	そのような事態が生じないよう市としても最大限の努力をします。
意見 15	要求水準書	27	第2	3	4)	(8)	(ア)一般事項の集中管理パネルの設置について、主機を市職員事務室、副機をSPC事務室に設置とありますが、民間事業者が主体的に業務を実施するPFIの概念からすると、主機をSPC事務室、副機を市職員事務室としたほうがふさわしいと考えますがいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
意見 16	要求水準書	66	第4	6	2)	(1)	(1)建物の業務水準について8項目の記載がございますが、上から5番目「毎日又は～」、6番目「圧縮空気～」、7番目「掃除用具は～」は建物というより、むしろ(2)給食エリアの要求水準ではないでしょうか。要求水準書P22～26に諸室の概要が記載されていますが、清掃業務の水準は「諸室の概要」に記載されたエリア(給食エリア、事務エリア、その他のエリア、附帯設備)や諸室毎にまとめて頂きますと、分かり易いと考えます。	ご意見として承ります。
意見 17	要求水準書	70	第4	10	1)		配送車両調達業務については、維持管理・運営業務の開始前に行う初期投資であるため、維持管理業務ではなく施設整備業務に含めてください。また、当該業務に対応するサービス対価は施設整備業務のサービス対価に含めてください。	ご意見として承ります。
意見 18	様式集						審査の公平性を保つ意味で、提案書には代表企業、構成企業等の実名記載をしないことが望ましいと考えます。しかしながら、様式3-2、各提案書表紙及び関心表明書では代表企業や構成企業の実名が記載されると思われます。提案書の記載方法等、提出についてご検討をお願いします。	質問NO.191の回答をご参照ください。なお、関心表明書については、構成員の名称がわからないように修正します。

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答

平成23年5月20日

No	資料名	頁	第1	1	1)	(1)	質問・意見内容	回答
意見 19	様式集	56	様式7-12				維持管理費用の入札価格等内訳書では11項目の業務がございますが、実際の維持管理業務費用は更に枝分かれし、多数の業務がございます。また各業務の方法や頻度は提案事項が多く、提案内容によって価格も変動すると理解しています。従って維持管理費用の数字に含まれているサービス内容を示すために、入札価格内訳書の別紙として、積算根拠等を示す様式が必要と考えますがいかがでしょうか。	維持管理費に含まれるサービス内容について、提案書の該当部分で記述してください。ここでは、すべての入札参加者の入札金額の内訳を比較するため、共通の項目で記述をお願いしています。
意見 20	様式集	58	様式7-14				関心表明書の意図する内容は、各構成企業が担当する業務の再委託先（SPCを構成しない企業）を対象とし、本事業に関心ある企業に対し本様式の記載と提出を求め、最終的には参加グループでまとめ、入札参加申請書類の一環として提出するとの理解で宜しいでしょうか。その場合、「関心」とは本案件に係る公表資料の情報以外に企業間の信頼関係や再委託の取引条件による要素もあるため、関心表明書の宛名は「鶴ヶ島市長」ではなく、その企業の窓口的な役割を担当する構成企業が妥当と考えますがいかがでしょうか。	本事業に対して関心を持っていることを対外的に表明して頂くためのものであるため、本様式のとおりとします。
意見 21	事業契約書(案)	5	第9条	2			受注者が貴市へ提出する融資契約書又は担保権設定契約書の写しについては、民間同士で締結される契約書であり、貴市の情報公開によって全てを開示されると、営業上支障が生じかねませんので、当該契約書の写しを開示する際には、開示の可否及び開示内容について、契約当事者の事前の承諾を必要としてください。	市条例では、法人又は事業を営む個人の情報で、公にすることにより、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは「非開示情報」に該当し、公開の対象になりません。
意見 22	事業契約書(案)	22	第51条	1	(3)		「(ただし、施設整備費にかかるものは除く。)」と記載がありますが、施設整備費についても増加費用の負担を発注者に請求することができるようにしては、頂けないでしょうか。	施設整備費については、施設の引渡しをもって確定債務となっていることから金額の変更は想定していません。
意見 23	事業契約書(案)	24	第60条	1			第58条によるサービス対価の変更は、金融市場における金利の変動に対応すべく変更するものですので、要求水準書の変更によって代替し得る性格・内容のものではないと考えます。本条第1項に列挙されている条項より第58条の削除をお願いいたします。	質問NO.313回答をご参照ください。
意見 24	事業契約書(案)	25	第61条	2		(2)	違約金相当額が過大で、民間事業者の平時の資金負担が重く、応札意欲がそがれるおそれがありますので、違約金は年間の維持管理・運営費の10分の1にさせていただきたく、お願いいたします。	質問NO.318回答をご参照ください。
意見 25	事業契約書(案)	43	別紙9	2		(1)	入札説明書の通り、一時支払い金は平成25年12月末日までに支払うと明記してください。	質問NO.47の回答をご参照ください。
意見 26	事業契約書(案)	45	別紙10	1		(4)	施設整備業務と開業準備業務の減額措置の欄に、「施設整備に係るサービス対価の減額は行わない。」と記載されていますが、「施設整備及び開業準備に係るサービス対価の減額は行わない。」と修正してください。	質問NO.277の回答をご参照ください。
意見 27	事業契約書(案)	49	別紙10	2		(4)	引渡し後の施設整備費の割賦支払いについては確定債権と認識されるべきものと思われしますので、当該支払いの留保に係る規定については削除させていただきたくお願いいたします。	ご意見として承ります。